

令和6年第2回(6月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	令 和 6 年 6 月 1 0 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	令 和 6 年 6 月 1 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日 目)																						
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 吉 村 今 日 子</td> </tr> <tr> <td>3番 南 田 善 紀</td> <td>4番 先 山 哲 子</td> </tr> <tr> <td>6番 南 真 紀</td> <td>7番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>8番 奥 山 一 臣</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> <td>11番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>12番 辰 己 圭 一</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今 日 子	3番 南 田 善 紀	4番 先 山 哲 子	6番 南 真 紀	7番 高 田 好 子	8番 奥 山 一 臣	9番 木 口 屋 修 三	10番 伊 藤 勇 二	11番 澤 美 穂	12番 辰 己 圭 一											
1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今 日 子																						
3番 南 田 善 紀	4番 先 山 哲 子																						
6番 南 真 紀	7番 高 田 好 子																						
8番 奥 山 一 臣	9番 木 口 屋 修 三																						
10番 伊 藤 勇 二	11番 澤 美 穂																						
12番 辰 己 圭 一																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>木 谷 慎 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>寺 林 秀 明</td> </tr> </table>	町 長	木 谷 慎 一 郎	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	安 井 規 雄	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	寺 林 秀 明
町 長	木 谷 慎 一 郎																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																						
こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	安 井 規 雄																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	川 合 孝 悟																						
企 画 財 政 課 長	寺 林 秀 明																						

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 長 ウェゼル雅 子</p> <p>議会事務局 主任 武 田 千 晶</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第 8 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について</p> <p>議案第 3 0 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 3 1 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>議案第 3 2 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 3 3 号 三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について</p> <p>議案第 3 4 号 三郷町行政組織条例等の一部改正について</p> <p>議案第 3 5 号 三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 6 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 7 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 8 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について</p> <p>議案第 3 9 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 0 号 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 1 号 三郷町下水道条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 2 号 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について</p> <p>議案第 4 3 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について</p> <p>議案第 4 4 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について</p> <p>議案第 4 5 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について</p> <p>議案第 4 6 号 三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 1 工区）受託契約の締結について</p> <p>報告第 3 号 令和 5 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第 4 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について</p>

議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3 番 南 田 善 紀 4 番 先 山 哲 子

令和 6 年 第 2 回 (6 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 1 0 日

午前 9 時 3 0 分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 8 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 1 号) の専決処分について
- 第 4 議案第 3 0 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議案第 3 1 号 令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 6 議案第 3 2 号 令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議案第 3 3 号 三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制
定について
- 第 8 議案第 3 4 号 三郷町行政組織条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 3 5 号 三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する
条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 3 6 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 3 7 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正につい
て
- 第 1 2 議案第 3 8 号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 3 9 号 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 4 0 号 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 4 1 号 三郷町下水道条例の一部改正について
- 第 1 6 議案第 4 2 号 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について
- 第 1 7 議案第 4 3 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につい
て
- 第 1 8 議案第 4 4 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について
- 第 1 9 議案第 4 5 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産

の処分について

第 2 0 議案第 4 6 号 三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 1 工区）受託
契約の締結について

第 2 1 報告第 3 号 令和 5 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 2 2 報告第 4 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について

第 2 3 提案理由の説明

第 2 4 一般質問

追加日程

第 1 発議第 2 号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意
見書

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 6 年第 2 回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔町長招集の挨拶〕

議長（辰己圭一） 町長から招集のご挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 2 5 号によりまして、令和 6 年第 2 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件 1 件、議決案件 1 7 件、報告案件 2 件の計 2 0 件であります。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、3 番、南田善紀議員、4 番、先山哲子議員を指名いたします。

〔会期の決定〕

議長（辰己圭一） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 1 7 日までの 8 日間にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 1 7 日までの 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（辰己圭一） 次に、日程第 3、「承認第 8 号、令和 6 年度三郷町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」から日程第22、「報告第4号、令和5年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（武田千晶） 朗読します。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 3 | 承認第 8号 | 令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第30号 | 令和6年度三郷町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第31号 | 令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第32号 | 令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第33号 | 三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第34号 | 三郷町行政組織条例等の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第35号 | 三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第36号 | 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第37号 | 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第38号 | 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第39号 | 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第40号 | 三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第41号 | 三郷町下水道条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第42号 | 三郷町公営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第43号 | 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第44号 | 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について |

日程第 19 議案第 45 号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について

日程第 20 議案第 46 号 三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 1 工区）受託契約の締結について

日程第 21 報告第 3 号 令和 5 年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 22 報告第 4 号 令和 5 年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（辰己圭一） 日程第 23、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第 8 号、令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」であります。本会計におきまして、令和 5 年度の収支に赤字が生じたことから、令和 6 年度において繰上充用を行うため、本年 5 月 31 日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に 1 億 7,852 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 8,381 万 7,000 円としたものであります。

続きまして、「議案第 30 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）について」であります。当初予算に 1 億 3,940 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 108 億 5,640 万 1,000 円とするものであります。

まず、歳出から申し上げますと、総務費では、行政事務のペーパーレス化及び効率化を目的として、職員の出勤、休暇取得等の勤怠管理をシステム化するので、システム導入に当たり、出先機関との連携に必要なネットワーク工事費用として、一般管理費で 215 万 5,000 円を計上するものであります。また、あわせてシステム導入費用につきまして、2,941 万円を限度額として、60 か月の債務負担行為を計上するものであります。

次に、住民情報システムにおきまして、デジタル庁が定める標準化・共通化に向け、ガバメントクラウド上でのシステム等の構築、また、中間サーバとの連携に必要なデータレイアウトの変更に係る経費として、情報管理費で937万円を計上するものであります。

次に、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、自治会活動に対する助成で3団体が採択されたことから、自治振興費で390万円を計上するものであります。

また、三郷町が目指すインクルーシブシティの核エリアでありますFSS35キャンパスにおきまして、昨年度、シーソーとブランコのインクルーシブ遊具を設置いたしました。子どもの居場所としてのさらなる充実を図るため、インクルーシブの複合遊具を設置するもので、企画費で410万円を計上するものであります。

次に、民生費では、後ほどご説明いたします介護保険特別会計の補正に伴う繰出金として、老人福祉総務費で135万5,000円を計上するものであります。

次に、奈良県の補助事業を活用し、保育士の処遇を改善することにより、不足する人材の確保・定着を図るため、私立保育園への補助として1,512万円、希望する園に入所できず、やむなく認可外保育施設等を利用された場合の保護者の経済的負担を軽減するため、利用料の一部を補助する経費として254万9,000円を、また、学校法人日本橋学園信貴幼稚園が、幼保連携型認定こども園へ移行するための施設改修に対する補助金として、4,285万9,000円を児童福祉総務費で計上するものであります。

次に、昨年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略で示された児童手当の拡充方針に基づき、システム改修をするため、児童措置費で895万3,000円を計上するものであります。

次に、西部保育園におきまして、園児の登園管理などにICTを活用するため、システム導入及びタブレット購入費で134万9,000円、また、今年度で創立50周年を迎えることから、記念式典やイベントの開催費用として80万円を西部保育園運営費で計上するものであります。

次に、放課後児童クラブにおきまして、当初想定していた雇用形態に変更が生じたことから、精査の結果、放課後児童クラブ費として188万1,000円を追加するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナワクチンの予防接種が今年度から有償になることから、原則65歳以上の接種者の自己負担を軽減し、ワクチン接種を促進するため、国からの助成金を除く2分の1を三郷町が負担するものとし、接種券の印刷費用を含め、老人保健費で4,324万2,000円を計上するものであります。

また、三郷町がん患者医療用補正具購入費助成金において、奈良県の補助金が活用できることから、助成金の上限額を引き上げるため29万1,000円を増額するものであります。なお、昨年度まで高齢者を対象に新型コロナウイルスとインフルエンザの併発による重症化を防ぐため、インフルエンザワクチンの自己負担を無償にしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、これまでの無償化を廃止し、439万2,000円を減額するものであります。

次に、三郷町立野共同浴場もみじ湯の管理運営及び清掃センターでの不燃物の選別業務におきまして、当初予算では民間事業者への委託を予定しておりましたが、高齢者の就労確保を目的として直接雇用に切り替えたことから、会計年度任用職員の報酬などで、共同浴場費で541万円、塵埃処理費で111万5,000円を計上する一方、委託費で726万、125万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、商工費では、日本遺産事業の一つである川の駅の整備におきまして、令和3年度から設計業務を行ってまいりましたが、一部設計の見直しを行い、よりよい観光拠点施設とするため、設計業務経費として、観光費で863万5,000円を計上するものであります。

次に、土木費では、多くの子ども達が利用する三郷中央公園に、猛暑による熱中症対策としてミストポールを設置し、子ども達が安心・安全に利用できるよう、公園管理費で209万7,000円を計上するものであります。

また、工事等で現場に出ることが多い職員が、出先で業者と連絡を取るため、これまでは個人のスマートフォンを使用しておりましたが、業者による不当要求行為につながることを防ぐため、業務用のスマートフォンを配備する費用として、土木総務費で12万6,000円、住宅管理費で7万6,000円を計上するものであります。

次に、町営住宅の管理運営におきまして、先ほどのもみじ湯と同様、業務委託

から直接雇用に変更したため、会計年度任用職員の報酬等で187万3,000円を計上する一方、委託費で734万9,000円を減額するものであります。

次に、教育費であります。昨今、社会生活における英語能力の重要性は高まっております。そこで、中学生が英語の運用能力を測定する英語検定受験のための対策講座等を実施するため、義務教育振興費で24万8,000円を計上するものであります。

また、三郷町文化センター正面のロータリー部分の舗装が劣化していることから、文化センター管理費で158万4,000円を計上するものであります。

一方、歳入での国庫支出金では、西部保育園のICT化に対し65万円、信貴幼稚園の施設改修に対する補助として3,570万1,000円、児童手当拡充に伴うシステム改修に895万3,000円を計上するものであります。

また、昨年度に住民税非課税世帯を対象として実施した7万円の給付事業に対し、地方創生臨時交付金が交付されましたが、交付金の不足額が今年度に交付されることから1,617万円を、新型コロナウイルスワクチン接種の助成に対し3,037万8,000円をそれぞれ計上するものであります。

次に、県補助金といたしまして、三郷町がん患者医療用補正具購入費助成金に対し、衛生費県負担金14万5,000円を、保育士の処遇改善のための私立保育園への支援として756万円を計上するものであります。

次に、三郷中央公園でのミストポール設置に対し、奈良中央信用金庫から100万円を、また、FSS35キャンパスでのインクルーシブ遊具の設置に対し、南都銀行から企業版ふるさと納税として200万円をご寄附いただきましたので、寄附金で300万円を計上するものであります。

次に、住民情報システムの改修等に対して、地方公共団体情報システム機構からの補助金で833万3,000円、自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金で390万円を、諸収入で計上するものであります。

最後に町債であります。山辺・県北西部広域環境衛生組合によるエネルギー回収型廃棄物処理施設の建設工事におきまして、国土強靱化対策に係る国庫補助金の対象となったことで、より充当率の高い防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を充当できることから、3億6,860万円を計上する一方、当初予算で計上しておりました一般廃棄物処理事業債3億5,880万円を減額するものであります。

なお、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金繰入金 1, 481 万 1, 000 円を増額することで、収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第 31 号、令和 6 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について」であります。既決予算に 56 万 4, 000 円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 8, 438 万 1, 000 円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、住宅新築資金等貸付金回収管理組合が令和 7 年 3 月 31 日で解散することに伴い、令和 7 年 2 月から三郷町が債権の回収を行うこととなります。そのためのシステム導入及び債権回収に係る口座振替手数料等で 56 万 4, 000 円を計上するものであります。

一方、歳入では、一般会計繰入金で同額の 56 万 4, 000 円を計上するものであります。

続きまして、「議案第 32 号、令和 6 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。当初予算に 271 万円を追加し、補正後の予算総額を 23 億 614 万 6, 000 円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、介護報酬等が改定されたことに伴い、既存の介護保険システムの改修費用として、一般管理費で 271 万円を計上するものであります。

一方、歳入では、事業費の 2 分の 1 が介護保険事業補助金の対象となるため、国庫補助金で 135 万 5, 000 円を、また、一般会計繰入金で 135 万 5, 000 円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、「三郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」であります。町の定める行政手続で、条例等により書面で行うことが規定されている手続を、電子情報技術を利用して手続が行えるようにするため、必要な事項を定めるもので、本年 7 月 1 日から施行するものであります。

次に、「議案第 34 号、三郷町行政組織条例等の一部改正について」であります。本年 4 月 1 日の組織改編において、長寿健康課が長寿介護課に名称変更し、一部の業務をすこやか健康課に移管したことに伴い、所要の改正を行うもので、本年 4 月 1 日から適用するものであります。

次に、「議案第 35 号、三郷町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について」であります。本条例の改正につきましては、今後

一層の透明かつ健全な町政運営を行うため、現行では請求による閲覧のみ規定されている町長の資産等の報告書についてホームページに公開し、誰もが閲覧できるようにするため、所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

次に、「議案第36号、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。本条例の改正につきましては、現在、印鑑登録証明書の発行申請時に印鑑登録証の提示を求めています。個人番号カード、マイナンバーカードのことですけれども、これの提示によっても印鑑登録証明書の発行を可能とするため、所要の改正を行い、令和6年7月1日から施行するものであります。

次に、「議案第37号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」であります。現在は開放していない三郷中学校の運動場を、多くの利用希望に応えられるよう開放する時間を定めるため、所要の改正を行うもので、本年7月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第38号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第39号、三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について」及び「議案第40号、三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、福祉医療費助成における現物給付の対象年齢について、医療費の一時的な窓口負担を解消するため、現行の未就学児を高校生世代まで拡大する改正を行い、本年8月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第41号、三郷町下水道条例の一部改正について」であります。下水道法施行令において定められている公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準について、より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、政令の改正に基づき所要の改正を行い、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、「議案第42号、三郷町公営住宅管理条例の一部改正について」であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正されたことにより、本条例において当該法律を引用している規定があることから、所要の整備を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第43号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について」、「議案第44号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について」及び「議案第45号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の

解散に伴う財産の処分について」は、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、解散後の事務を承継する市町村について、協議により決定できるよう規約を改正し、解散及び財産の処分について、構成市町村との協議により定めるため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第46号、三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東1工区）受託契約の締結について」であります。本件は、惣持寺地区における浸水対策として進めている調整池の整備とあわせて、現況の開水路を暗渠に変更する工事であります。なお、本工事は大和川の河川区域内での工事となることから、河川管理者である近畿地方整備局でなければ施工できないため、近畿地方整備局長 長谷川朋弘を契約の相手方とし、2億529万6,300円で受託契約を締結するもので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「報告第3号、令和5年度三郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について」であります。令和5年度の同会計における繰越明許費として、木育推進型インクルーシブ拠点施設整備事業をはじめ10事業で総額16億8,022万3,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

最後に、「報告第4号、令和5年度三郷町水道事業会計予算繰越計算書について」であります。同会計におきましても、5件の管網整備事業におきまして、総額1億7,247万2,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議をいただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

以上です。

議長（辰己圭一） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（辰己圭一） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局主任（武田千晶） 朗読します。（別紙1頁～6頁）

以上でございます。

議長（辰己圭一） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

〔追加日程〕

議長（辰己圭一） お諮りします。三郷町議会会議規則第14条の規定に基づく所定の賛成者を得て、1件の議員提案が提出されております。この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

〔議案朗読〕

議長（辰己圭一） 追加日程第1、「発議第2号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（武田千晶） 朗読いたします。

発議第2号、令和6年6月10日、三郷町議会議長 辰己圭一様。

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代、賛成者 先山哲子、吉村今日子。

昨年10月、ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃により、一般市民が犠牲となるとともに人質として拘束されたことを直接的な契機として、イスラエル軍によるパレスチナ自治区ガザ地区に対する空爆や地上侵攻が始まった。

これは、一般市民という定義を無視し国際人道法のあらゆる基準（病院や学校は攻撃しないなど）を無視した形で今も続いており、5月6日の国連発表で34,000人以上が犠牲になり、このうち14,500人が子どもという異常な状況である。

国際連合安全保障理事会は、昨年11月、特に子どもを守る重要性からガザ地区での戦闘休止や人質の解放等を求める決議を、わが国を含む賛成多数により採択しており一般市民の危機的状況を改善しなければならないとの国際社会の意思

が表明された。

さらに今年1月26日、国際司法裁判所（ICJ）は、ガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレスチナ人に対してジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘した。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民の更なる迫害が発生している。4月5日には人道支援を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン」の職員7人がイスラエル軍による空爆で殺害されるなど状況は極めて深刻である。

国際人道法のいかなる場合においても生命と尊厳を守るべきとの理念を尊重し、この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の早期鎮静化を図ることが求められている。

よって、本町議会は、日本国が国際社会の一員として恒久的世界平和を求める立場から、関係国・国際機関と連携しつつ、全ての当事者に対し採択された決議に基づく誠実な行動や国際人道法の遵守を求める等、あらゆる外交努力を尽くすことを求める。そして、ガザ地区における戦闘休止及び人質の即時解放に向けた取組を継続するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2024年6月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 傍聴の方、携帯電話、さっきからちょっとちらちら鳴ってるんですけど、ちょっとマナーモードか電源切るか、どちらかにしてもらえますか。

（「今のは私と違う」の声あり）

議長（辰己圭一） そうですか。マナーモードにもう設定されていますか。ありがとうございます。

〔提案理由の説明〕

議長（辰己圭一） ただいま朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提案理由について述べます。

パレスチナのガザ地区は長さ50キロメートル、幅5から8キロメートルほど

の細長い土地に約200万人が住む、世界で最も人口密度が高い場所の一つです。高さ8メートルにもなる壁でイスラエル軍に完全に包囲され、人や物の出入りが厳しく制限されているため、食料品、日用品、医療費、燃料などが慢性的に不足し、人々は国連や支援団体からの援助物資で命をつないでいます。2007年にハマスがガザ地区を実行支配するようになって以来、ほぼ2年おきにイスラエル軍の激しい爆撃を受け、多くの市民が犠牲になっています。

昨年10月7日のハマスによるイスラエルの大規模攻撃と人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が始まり、病院や学校は攻撃しないなど、国際人道法のあらゆる基準を無視した軍事侵攻が続いており、5月6日の国連発表では、昨年10月以降の死者数は3万4,012人、負傷者数は7万6,833人に上ります。今年1月26日、国際司法裁判所はガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレスチナ人に対して、ジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘しました。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民のさらなる迫害が発生しています。2月初旬に期待された停戦も合意されず、出国が認められなかったり、人道支援ルートもほぼ閉鎖されている上に、食料支援トラックが爆破されたり、支援を待つ人の群れへの攻撃も行われるなどで、人口の7割以上が壊滅的なレベルの飢餓に苦しんでいます。4月5日には、人道支援を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン」の職員7人がイスラエル軍による空爆で殺害されるなど、状況は極めて深刻です。

今この戦闘により一般市民が直面している危機的な人道状況を改善し、事態の早期鎮静化を図ることが求められています。世界でも停戦を求める声が高まっています。国内では5月15日時点で300の地方議会が決議や意見書を採択しています。三郷町議会もガザ地区における戦闘の即時停戦に向けた取り組みの継続を要請する意見書を提出しようではありませんか。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、提案理由といたします。

議長（辰己圭一） 以上で提案理由の説明を終結します。

ただいま議題となっております「発議第2号、ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書」については、総務建設常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、総務

建設常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

〔一般質問〕

議長（辰己圭一） 日程第24、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則第55条において、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されております。また、同規則第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしくお願いいたします。

なお、通告順1番、高田好子議員の質問であります。先般の議会運営委員会において、高田議員の3問目、「不祥事対策について」と、澤美穂議員の3問目、「5月7日公表の契約事務不適正事案について」及び神崎静代議員1問目、「二度と不祥事を起こさないために」は、関連質問とすることに決定しています。よって、従前の申し合わせのとおり、高田議員の質問終了後に関連する澤議員の3問目及び神崎議員の1問目の質問を行います。また、澤議員と神崎議員の関連質問はそれぞれ2回までとし、質問時間については、高田議員のほかの質問も合わせて1時間以内を原則とします。

それでは、7番、高田好子議員、一問一答方式で行います。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7番（高田好子）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきました、7番、高田好子でございます。先般の通告順に従い、一般質問させていただきます。

初めに、プレコンセプションケアについてお伺いをいたします。プレコンセプションケア、まだ聞き慣れない言葉だと思いますが、妊娠前の健康管理を意味し、プレは前の、コンセプションはおなかの中に新しい命を授かるとされており、妊娠計画の有無に関係なく、若い世代の方が適切な時期に適切な知識・情報を得て、自分達の将来のライフプランを考えて、早い段階から日々の生活や健康に向き合い、健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来を担う子ども達の健康にもつながる取り組みとして注目をされているヘルスケアで

す。日本では、医療の発展により妊産婦や新生児の死亡率は劇的に低くなっていますが、女性が持つリスク因子が原因とされる先天性異常、低出生体重児等は減っていません。リスク因子とされている、痩せていることや肥満、喫煙、持病、高齢などが考えられており、これらに該当する女性が妊娠した場合、流産、早産、2,500グラム未満の低出生体重児、先天性異常などの発生頻度は通常よりも高くなります。

胎児の心臓は受精後22日で拍動をはじめ、神経管は受精後28日までに閉鎖されます。妊娠に気づいてからリスク因子のケアを始めるのでは遅いとされています。あくまでも妊娠を希望するかどうかは個人の自由ですが、プレコンセプションケアにより健康で質の高い生活を送ることは、妊娠・出産時や次世代の子ども達のリスクを下げることにもつながることから、プレコンセプションケアの取り組みは大変重要だと考えております。

2006年にアメリカ疾病予防管理センターが提唱し、2012年にはWHO世界保健機関も推奨しており、日本においても2021年2月に閣議決定された成育医療等基本方針の中で、プレコンセプションケアを女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みとして定義をし、対策が進められています。

そこで、プレコンセプションケアについての本町の認識、また、現在の取り組み等あれば教えてください。また、プレコンセプションケアという考え方や、相談窓口などの周知及び普及啓発について、ご見解をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、高田議員の1問目のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、プレコンセプションケアとは、女性やカップルを対象とし、適正な時期に将来へ向けた妊娠・出産を含むライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合う取り組みのことを言います。

また、厚生労働省による「国民健康・栄養調査」では、20代の女性のうち、5人に1人が痩身（BMIが18.5未満）であると言われています。特に若年女性の痩身は、骨量減少や低出生体重児出産のリスクとの関連があり、妊娠前か

らの望ましい食生活の実践など、適切な健康管理に向けた取り組みが重要であると報告されています。

さて、議員ご質問の本町におけるプレコンセプションケアの認識及び取り組みの状況についてでございますが、男女を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、健康意識を高めつつ、ライフステージに似合った取り組みは非常に有効であると認識しています。しかしながら、本町における取り組みでは、子育てに関する支援や相談支援などは実施しているものの、各ライフステージに応じ、プランも含めた取り組みは、現在実施できていないのが現状であります。

このようなことから、今後本町が取り組みを進めていく上で、まずはどのような層に対してどのような内容の情報を提供するのか、2点目に、どのようなツールでケアを必要とする方に対しアプローチするのか、3点目に、どのような相談支援が求められているのかなど、まだまだ課題は山積していますが、あらゆる問題点を洗い出し、支援に向けた取り組みを一步前へ進めていくことが重要であると考えています。

最後に、本町といたしましては、プレコンセプションケアを進めていく上に当たり、各ライフステージに応じた切れ目のない支援が提供できるよう、他の先進事例を参考に、周知方法等も含め検討してまいりたいと考えております。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） ただいま坂田部長のほうから、プレコンセプションケアの認識等をお聞かせをいただきました。まだまだ課題はあるものの、しっかりと一步前に進めていくというふうに、前向きなご答弁もいただけたなと思っております。

現在はSNSの普及等により、性に関するさまざまな情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進するため、こども家庭庁のホームページに若者向けの健康相談支援サイト、皆様のお手元にも置かせていただいているんですけど、このスマート保健室というのが開設をされております。全国の相談窓口の紹介や、正しい知識のQ&Aなどが、さまざまな情報が発信されております。このサイトを広く周知するため、町のホームページやSNSによる情報発信とともに、ポスターの掲示やQRコード付きのカード等を配布してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、その際には、ホームページやSNSで、プレコンセプションケアとはどういうものなのか、なぜ必要なのかというものも紹介していただきたいと思っております。

また、国立成育医療研究センターが作成している、こちらにも机に置かせてもらっていますけれども、このチェックシート、プレコンチェックシートと、あと、プレコンノートというものがありますが、そちらのほうも活用していただいて、普及啓発に努めていただきたいと思いますと思いますが、お考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再質問についてお答えをいたします。

まず1点目の、こども家庭庁のスマート保健相談室では、全国の窓口相談の紹介や、正しい知識のQ&Aなどを分かりやすく発信をされており、本町におきましても、広報やホームページ等を活用しながら広く周知を行い、あわせて庁舎内や公共施設等にもポスターの掲示を行うなど、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のプレコンセプションケアとはどういうものかを含め、その必要性や重要性についても、あわせて町の広報やホームページ等で紹介してまいりたいと考えております。

最後に、3点目のプレコンチェックシートやノートの活用及び啓発等につきましても、広報、ホームページ等を活用しながら広く周知を行い、チェックシートやプレコンノートの目的及び重要性なども含め、普及啓発等にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上です。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再々質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） ただいま坂田部長のほうから、ホームページ等、SNS等も使って情報発信をしっかりと、周知啓発を行っていくということでしたので、どうぞよろしくお願いいたします。

国の成育医療等の中では、学校教育及び生涯学習として、妊娠・出産等に関する

る医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を学校教育段階から推進すると明記されております。そこで、学校教育の中でプレコンセプションケアを含む性と健康に関する教育の現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

教育現場でプレコンセプションケアの考え方も参考にさせていただいて、生涯を通じた健康管理を自ら考えて行動できる、そういう発達段階に応じたご指導をしていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。人生100年時代を生きるために、子どもを持つことを選択をする、しないにかかわらず、自らが健康管理ができるようになることは、生涯にわたって質の高い生活を送ることにつながると考えております。全ての世代の男性にも女性にもプレコンセプションケアの大切さを知っていただくこと、そして、健康を促進していただくことを願ひまして、ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終了させていただきます。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、高田議員の再々質問、学校教育の中で、プレコンセプションケアを含む性と健康に関する教育の現状と、今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

まず、小学校では、4年生の保健の授業で思春期の体の変化というテーマで、男子では精通、女子では初潮が起こるなど、男子、女子ともに大人になる準備が始まり、体に変化が現れることを、教科書のほか、生理用品関係企業から提供される指導用資料、児童向け資料、ナプキン等を用いて学んでおります。また、5年生の理科の授業では、人の誕生というテーマで、卵子と精子が結びつく、いわゆる受精に関することや、母親のおなかの中での赤ちゃんの様子などを、イラストを用いて学んでおります。

次に、中学校では、これまで男子と女子が別々で行っていた保健の授業を、昨年度より一緒に学んでおり、小学校と同様、教科書のほか生理用品関係企業から提供される指導用資料、ビデオなどを用いて、1年生では性ホルモンの働き、女子の生殖機能の発達というテーマで、小学校4年生で学んだことよりもさらに詳しい妊娠の仕組みや、望まぬ妊娠を防ぐことや、SNSの危険性など、性への関心と行動についても学んでおります。また、3年生では、性感染症とその予防というテーマで、感染の特徴やエイズなどの性感染症の種類、感染の予防、感染疑

いがあるときの受診の重要性などを学んでおります。

議員ご質問の、プレコンセプションケアとまでは言えないかもしれませんが、答弁させていただきましたとおり、本町の小学校及び中学校では性と健康に関することを学んでおり、今後とも児童生徒が妊娠・出産を含むライフプランを自ら考え、日々の生活や健康に向き合っていける行動が取れる大人になれるよう、事業の中で指導するとともに、適切な健康管理に向けた取り組みにつきましては、子ども未来創造部とも連携しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。7番、高田好子議員。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7番（高田好子）（登壇） 続きまして、2問目の質問事項、発達障がい児・者への支援についてお伺いをいたします。

発達障がいとは、落ち着きがなく、注意が持続しにくい注意欠陥多動症（ADHD）、対人コミュニケーションが苦手な自閉スペクトラム症（ASD）、読み書きなど特定の学習が難しい学習障がい（LD）の三つが中心で、生まれつき脳の機能発達の偏りによって障がいを示します。発達障がいといっても、その対応はさまざま、個々によって異なり、複数の障がいをあわせ有する者も多く、その中で特性に合った支援やサポートが受けられない、自分の特性に合わない環境の中で過ごさざるを得ないなど、強いストレスを感じる機会が多く発生すると、精神疾患を併発したり、社会適応の困難による問題行動を起こすようになり、2次障がいを引き起こすことがあります。

文部科学省は2022年度に、全国の公立小・中・高等学校の通常学級に在籍する児童生徒数約7万5,000人の学習面や行動面、支援状況についての発達障がいに関する調査結果を行い、調査結果では、学習面または行動面で著しく困難を示すとされた発達障がいの疑いがある児童生徒の割合が小・中学校においては8.8%で、10年前の前回の調査から2.3ポイント増え、全国の公立小・中学校で推計すると70万人を超える結果となりました。単純に、30人学級では2.64人、35人学級では3人以上はそういった傾向がある児童生徒がいることが分かり、今回、初調査の高校では2.2%でした。また、支援状況につい

ては、通常学級に在籍しながら特別に通級指導を受けている割合は、小・中学校で児童生徒の10.6%、前回は3.6%、高校では5.6%となり、特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒でも、通級指導を受けているのは小・中学校で24.7%、高校で12.1%にとどまるなど、必要となる特別な配慮が行き届いていない現状が浮き彫りとなりました。

ただ、これは通常の学級に通う児童生徒を対象にしているため、特別支援学級や特別支援学校に通っている児童生徒がデータに入っていないことを考えると、実際の数値はもっと高い可能性があると考えられ、さらに、著しく困難を示す基準には達していないが、基準近くの児童生徒、いわゆるグレーゾーンの児童生徒も一定数おり、支援等の充実が求められています。

こうした調査結果からも、本町における発達障がい児・者の支援体制への構築は急務であると考え、発達障がい児への必要な支援として、何よりも早期発見、早期療育、適切な支援の重要性を強く感じております。

総務省によると、発達障がいの特徴として、特に広汎性発達障がいは1歳前後でその特徴が目立ち始めるとされ、注意欠陥多動症などの発達障がいは多くの児童が保育園や幼稚園で集団生活に慣れ始める5歳頃までには、その特徴が現れるとされています。その発見の場は、1歳6か月健診や3歳児健診、また、5歳児健診であると言われております。発達障がいを抱える児童は、集団生活を始める幼児期から小学校に入学後に、対人関係、行動、コミュニケーションなどの課題を指摘されることが多くなり、本来の発達障がいに起因する行動特徴だけではなく、周囲の否定的な評価や本人の自己肯定感の低さから来る不登校、心身症などの2次障がいを示しやすいことから、5歳児を対象とする健康診査は、発達障がいを発見する上で大変重要な役割を果たしていると思っております。

三郷町では、県内で唯一5歳児健診を導入していただいております。5歳児健診は、発達障がいの早期発見、支援により、本人や保護者等が抱えている不安感や困り事を解消し、スムーズに集団生活を送ることができるようにする一助となると考えており、本町での5歳児健診の実施を高く評価しております。そうした早期発見、早期療育につながることで、適応できる環境や能力を確保することができると考えており、そして、ライフステージごとの環境の変化、医療、保健、福祉、教育、地域など、生育段階に応じた一貫した支援を行うことが重要と考えております。

そこでお尋ねをいたします。発達障がい児・者の現状についてどのように認識をされていますでしょうか。また、発達障がいのある児童生徒の教育現場での現状と課題についてお聞かせください。また、発達障がいは、保育所や幼稚園等に通う3歳から5歳ぐらいに多くなってきており、小学校に行く前の保育所等でも障がいの状況を把握し、対応が求められるようになっており、幼児期の発達障がい児へのきめ細かに対応していくことが大変重要であると考えております。ご見解もあわせてお聞かせください。よろしくお願いたします。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、高田議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

文部科学省が令和4年1月から2月にかけて実施しました、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」につきましては、全国の公立小中高等学校の通常学級に在籍する児童・生徒について、抽出された1,800校のうち、1,627校の各学級担任が回答しております。

その結果では、小中学校における「学習面または行動面で著しい困難を示す」児童・生徒の割合が8.8%、「学習面で著しい困難を示す」が6.5%、「行動面で著しい困難を示す」が4.7%、「学習面と行動面ともに著しい困難を示す」が2.3%という結果となり、年々増加していると認識しております。

なお、ここで言う「学習面で著しい困難を示す」とは、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する、の一つ、あるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、「行動面で著しい困難を示す」とは、不注意・多動性・衝動性・対人関係やこだわり等、の一つあるいは、複数で問題を著しく示す場合を指します。

本町の小中学校におきましても、通常学級の中に「学習面または行動面で著しい困難を示す児童・生徒」は多数在籍しておりますが、本町ではインクルーシブ教育の観点から、特別支援が必要な児童・生徒も通常学級で共に学校生活を過ごしており、町費の特別支援担当講師や特別支援教育支援員等の教職員が通常学級に配属されていることから、学級全体の児童・生徒を支援できる体制を整えております。

また、小学校入学前に関しましても、町内の幼稚園、保育園、小中学校、西和養護学校、社会福祉協議会、役場関係部署4課で構成されました「特別支援担当

者連絡会」を開催し、就学前の子どもに関する情報共有を図ることで、幼稚園や保育園での子どもの様子を入学前から把握することに努めております。

なお、学校現場の課題といたしましては、年々増加しております支援を要する児童・生徒に対応する教員不足が懸念されますが、できる限り町費の特別支援担当講師や特別支援教育支援員等の教職員を確保し、きめ細かく対応してまいりたいと考えております。

私からは小・中学校に関して答弁させていただきました。

次に、幼児期の対応につきましては、坂田こども未来創造部長から答弁させていただきます。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、幼児期の対応につきましてはこども未来創造部が所管しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

幼児期における発達障がい児への対応につきましては、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要であると考えています。具体的には、乳幼児健診をはじめ、保護者からの相談や幼保園での様子など、常に子どもの様子を見聞きし、保護者からの意向も踏まえ対応しています。特に、令和3年度より開始しています「5歳児健診」では、就学前最後の検診として注力しており、今まで支援につながらなかったお子さんや、新たな支援が必要であると思われるお子さんの早期発見に努めながら、保護者に対して積極的に関わっているところであります。

また、発達検査が必要と思われるお子さんには受検するよう勧め、その結果により、専門医への受診や本町で実施している療育教室などに参加するよう促し、できる限り早期に支援ができるよう心がけています。

最後に、本町では、支援につながった後も保護者に寄り添いながら、保健師を中心に家庭訪問や面談、電話等で相談支援を行い、住民福祉課や教育委員会、また幼保園や学校関係など、各関係部署と連携を図りながら、きめ細かな支援が行えるよう努めてまいります。

以上です。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） ただいまそれぞれの部長より、発達障がい児・者の現状とか教育現場での児童生徒への支援や、また乳幼児の発達障がいへの対応等もお聞かせをいただきました。手厚く早期に支援を行っていただいているとお聞きして、安心をいたしました。

発達障がいの子どもは集団行動が苦手なため、当然不登校になりやすいのではないかと考えています。学校は集団主義で個別の配慮が行き届きにくく、一般的な環境だと効率が上がらなかつたり、ストレスを感じるが多いため、一般の子どもよりも学校がつらいと感じることは多くなると思います。注意欠陥多動症では、多動や不注意に効く薬があるため、薬物療法の対象になることがあるとお聞きしておりますが、治療も大事ですが、その子に合わせた環境設定を行い、支援していくことが重要だと考えております。

そこでお尋ねをいたします。発達障がいへの理解促進と対応ということで、保育士の方、保健師の方、教員の方への発達障がいや発育に関する研修等はどのように行われているのでしょうか。また、先ほども述べましたが、発達障がいといっても状態はさまざま、個々の子どもによって異なり、支援に必要な視点として、集団への適応を求めるよりも、個人としての心理的・精神的・社会的に満ち足りた状態のウェルビーイングが大切であると思っております。個々に合ったきめ細かい支援を行えば、2次障がい等の予防も期待されておりますが、個人のニーズに合った支援はしていただいておりますでしょうか。

発達障がい自体は悪いものでも何でも決してなく、その子どもの長所をうまく伸ばし、親や社会の価値観を押しつけるのではなく、子どもがストレスなく過ごせるように重要な対応が必要と考えております。親自身が子どもの特性を理解できず、苦しむケースも多いのではないのでしょうか。その結果、親子の関係が悪化し、2次障がいを引き起こすケースも少なくないと感じております。発達障がいについて学ぶ場、親同士が話し合える場、ペアレントトレーニングやピアサポートなど、親へのサポートも推進していただきたいと考えますが、町のご所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の再

質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の保育士、保健師や学校の先生方の発達障がい等に関する研修についてでございますが、発達障がいについての理解を深めるため、まずはおののが自己研さんのために勉強しており、各現場において、事例を参考に意見交換を行いながら、情報共有にも努めているところであります。また、研修会につきましては、保育士、保健師や教職員も年に2回程度参加しており、主な内容として、県が主催する講師を招いた講演型や、事例を参考に行うグループワークなど、引き続き積極的な参加を促し、職員のスキルアップに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、個人のニーズに合った支援についてでございますが、ご承知のとおり、子どもの性格や発達状況、また、保護者の考えや生活の環境など、個々により全てが異なってまいります。このようなことから本町では、まずは個人の特性やニーズをしっかりと把握し、必要な支援が提供できるよう、相手に寄り添いながら状況を判断し、アセスメントするよう心がけています。また、幼保園や学校現場では子どもの様子をしっかりと把握した上で、特に幼保から小学校、中学校へ入学する際には、切れ目のないよう個々の特性を共有するなど、ケースに応じ作業療法士の助言もいただきながら、その子に応じた支援ができるよう努めているところであります。

最後に、3点目の保護者へのサポートについてでございますが、まずは保護者の思いをしっかりと受け止め、訪問や面談、電話等で相談を行いながら、保護者に寄り添いながら、よりよいサポートができるよう努めており、ケースに応じ、作業療法士による面談等も行っています。また、本町では発達障がい児の保護者が集うプリン会や、ダウン症児の保護者の会ポコアポコを年に3回程度開催しており、保護者同士のつながりや保護者からの悩み相談などを職員がしっかりと受け止め、保護者が孤立して悩まないよう、支え合える居場所づくりにも引き続き注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再々質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） ただいま部長より、親のサポートや研修内容等もお聞かせをいただきました。受けた研修などが地域で定着していくことが大切であると考

えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

町内にはさまざまな状況にある子ども達が数多くおり、障がいのあるなしに関わらない、あらゆる立場の子ども達全員の権利が守られる社会こそが目指すべき未来の姿と考えております。困難を抱え、支援を求めているさまざまな立場の子ども達の権利が守られる社会の構築には、町長のリーダーシップが欠かせません。子ども達の権利支援体制の充実等、町長のお考えをお伺いをいたしまして、以上で私の2問目の質問を終わらせていただきます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 高田議員の再々質問にお答えいたします。

議員、意識をいただいておりますとおり、町内には発達障がいの方をはじめ、困難を抱えて支援を求めておられる方が多数おられます。そのような方々の、子ども達の権利が守られる社会の構築というのは非常に重要で、基礎自治体である三郷町がなすべき重要な責務であるというふうに考えております。個性を尊重して、一人ひとりに合った支援を行っていくということを通じまして、誰一人取り残されない社会をつくっていくということ、そして、小さな声にもしっかりと耳を傾けまして、しっかり支援をさせていただくということで、真摯に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

続きまして、3問目の質問に移ります。7番、高田好子議員。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員。

7番（高田好子）（登壇） 続きまして、3問目の質問項目、不祥事対策についてお伺いをいたします。

5月の9日、臨時議会で町長のほうから謝罪の言葉がありました。職員の不祥事が相次いでおります。このことに対しまして町民の皆様は、町職員に対する信頼をまたしても損なう事態となっております。昨年の官製談合防止法違反などの不正事件からわずかな期間しかたっておらず、何か共通する根本的な問題、また、日常的に問題が常態化しているのではないかと感じており、どうしてこのようなことが繰り返されるのかと、大変残念です。発生要因として、当該職員の公務員

としての法令遵守の意識や危機意識が希薄であったこと、役場全体の組織が、職場風土、職員の管理・監督等、それぞれの職場における不祥事防止に対する認識が不足し、こうした意識を十分に浸透できていないのが問題であるというふうに思われてなりません。町として、当然原因の究明や対策検討をしている、不当要求行為への厳正な対応、不正をなくすための取り組みを講じている、それは伝わってくるのですが、やはりどこかその部署内の問題で終わってしまっていて、結局他人ごとのように感じられ、町が一丸となって組織的にリスクマネジメントに取り組むという姿勢があまり見えてきません。

何よりも大切なことは、町民の皆様の町政に対する信頼です。町民の皆様の信頼がなければ、町政の前進はないのではないのでしょうか。町組織全体が町民に対する信頼回復を深く心に置いて、誠心誠意町政に取り組み、不祥事防止に向けて、組織の視点に立った対策と職員個人の視点に立った対策を講じることで、一日も早く町民の皆様に具体的な行動計画を示すべきと考えております。

そこでお尋ねをいたします。3月議会でもお聞きをいたしました。一般職員へのコンプライアンス研修はいつ実施され、内容はどのようなものでしたか。研修には外部講師などを呼ばれたのでしょうか。また、職員への聞き取りアンケートなどは行われていますか。官製談合再発防止検討委員会の構成メンバーや開催ペースなど、どのようになっているのでしょうか。あわせて、入札制度の見直しについてもお聞かせください。よろしくお願いたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

このたびの一連の不正事案の再発防止対策につきましては、本年3月議会の高田議員の一般質問でも回答いたしました。改めて現時点における、これまでの取り組みと今後の対策について、具体的にお答えさせていただきます。

まず、職員の意識改革とコンプライアンスの徹底のため、「職員コンプライアンス研修」を実施いたしました。管理職については1月25日・26日、一般職については4月の25日・26日の4日間、全6回の日程で実施し、保育士や清掃センターの業務員等の現業職員も含め、対象者のほぼ全員となる97%の参加率となりました。

次に、不正が起こりにくい制度改革のため、副町長、教育長及び全部長による「入札制度改革検討委員会」を開催し、入札制度の一部改革を行っております。具体的には、一部の土木工事や舗装工事におきまして、総合評価落札方式や指名競争入札を一般競争入札に制度変更し、本年4月1日から実施いたしました。

次に、業者からの不当な圧力や要求から職員を守り、組織として毅然と対応するため、「不当要求行為等対策委員会」を開催し、4月下旬に町内の全業者に対して、不当要求行為等の禁止について通知文書を送付するとともに、職員に対しては不当要求防止マニュアルを作成し、周知したところでございます。

次に、事件の検証や不祥事の再発防止、入札制度改革を検討するため、「官製談合再発防止対策検討委員会」を本年5月1日付で立ち上げております。委員会の構成メンバーは11名で、内部からは町長を委員長に、副町長、教育長及び全部長が委員となり、外部有識者については、法律の専門家として町顧問弁護士、入札制度の有識者として奈良県郡山土木事務所長、不当要求行為等の有識者として、元奈良県暴力団追放県民センター事務局長で奈良県警察OBの3名を委嘱しております。先般6月6日には第1回の委員会を開催し、協議事項等の確認、職員アンケートの実施と内容、今後のスケジュール等について協議いたしました。

委員会での協議事項のうち、まず、職員アンケートについてであります。対象者を全職員（契約行為を行う会計年度任用職員も含みます）とし、6月中に実施いたします。内容については、過去5年間の契約業務等において、「特定業者から何らかの圧力や働きかけがあったかどうか」、「職員自身が働きかけたことがあったかどうか」を中心に、コンプライアンス意識や、現行の入札制度に対する課題などを問うものとなっております。

なお、このアンケートについては、本町の実態を把握して改革を行うためのものであることから、自己に不利な内容であっても回答しやすくするため、秘匿性を担保して実施いたします。

次に、委員会の今後の開催スケジュールについてであります。8月頃に第2回を開催して、対策案について中間取りまとめをさせていただき、9月から11月に第3回を、また、必要に応じて第4回を開催し、12月を目途に最終報告させていただく予定であります。また、同委員会の作業部会として「入札制度改革検討委員会」を随時開催し、職員アンケートの取りまとめをはじめ、「官製談合再発防止対策検討委員会」が所掌する検討事項について、協議を行ってまいります。

なお、入札制度改革の内容であります。現時点で公表できるものはありませんが、今後、外部有識者の意見を踏まえ、委員会で方向性が決定した段階で、議員の皆様にもご説明させていただきたいと考えております。

そのほか、官製談合防止に係る専門的な職員研修やコンプライアンス意識向上のための課内研修についても随時実施するとともに、委員会での最終報告後には、職員だけでなく事業者向けにも入札制度の改正内容等について研修を実施してまいります。

そしてまた、コンプライアンス研修の内容についてでございます。1月下旬と4月下旬に管理職と分けたと申しました。内容についてでございますが、管理職については、「総務課法制担当職員による憲法地方自治法」を一つ目として、二つ目に、「総務課長によるコンプライアンスと公務員倫理」について、三つ目が、「総務課危機管理監による官製談合防止法違反事例について」、講義を行いました。一般職については、今申しました二つですね。一つ目の地方自治法の話とコンプライアンスの内容をさせていただきました。そして、公務員が憲法に基づく全体の奉仕者であることをしっかりと認識するとともに、コンプライアンスとは何か、不祥事が起こる背景は何か、遵守すべき地方公務員法上の義務や公務員倫理について基礎から学び、全職員で知識や心構えを共有したものでございます。

最後になりますが、今後、町民の皆様への信頼回復に向け、現在起訴されている職員の公判状況も注視しつつ、これまで述べさせていただいた事項を着実に実施し、「二度と不正を起こさない」、また、「不正を隠蔽しない」組織づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） ただいま加地部長のほうから、入札制度の改革や、また官製談合再発防止対策検討委員会等の今後の進み方などもお聞かせいただき、12月末までには報告書をまとめていきたいということでした。一日も早い取りまとめをお願いしたいと思っております。

3月にもお聞きしたんですけど、一般職のコンプライアンス研修についてなんです。そのときに、3月議会では年度内に実施をするというふうに言われてたと思うんですけども、どうしてそれが4月に、4月の25、26に行われるこ

とになったのかと、あとは、外部講師を呼ばれてないふうに思ったんですけど、それはなぜ内部だけでやられたのかをお聞かせください。不祥事防止対策が適正に実行されていれば、今回の契約事務の不適正事案の不祥事は未然に防ぐことができたのではないかと思っております。もう少し緊張感を持って、素早く研修も行っていただきたかったです。今後、研修を継続していくということですが、希望すれば、議員も研修に参加させてもらえるでしょうか。また、職員へのアンケートの内容等もお伺いをいたしました。業者からの圧力がなかったかなどというふうにありましたが、圧力には関わり方が含まれているのが重要で、飲食等の接待、お中元、お歳暮等の金品の受理や、旅行に連れていってもらったなど、調査は必要だと思いますので、具体的な内容をアンケートに盛り込んでいただきたいと思います。

3月議会で、二度とこのようなことがあってはならないということで、再発防止に全力を尽くすとの答弁がありました。今回の不祥事も含め、執行部としてどのように受け止め、責任を感じておられるのか、副町長にお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

副町長（池田朝博） 議長。

議長（辰己圭一） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） それでは、高田議員の3問目、再質問にお答えをさせていただきます。

何点かご質問があったと思っておりますので、順を追ってお答えをしてみたいと思うんですが、まず職員研修、年度内に管理職及び一般職合わせて実施すべきところを、一般職にあっては4月になったということで、なぜ3月中に研修ができなかったかというご質問だったと思っております。研修の実施時期につきましては、年度始めとなります3月、4月、どうしてもこの時期というのは、通常業務が業務繁忙となる時期を迎えます。当該時期を避けたこと、また、4月1日付で、新規で職員を採用いたしました。その職員も含めて、職員研修に参加をしていただくということがいいのではないかとこのことを考慮したために、一般職の研修が4月下旬になったというのが現状でございます。

しかしながら、議員もおっしゃいましたように、これは結果論でしかないわけなんです。4月12日に起こった事案に関しまして、例えば3月の末、もしくは4月に入って早々にこの研修を行っていたのであれば、この事案について、場合

によれば防げたのではないかということを感じるところでもございます。このことから、実施時期について深く、4月下旬になったことについては、深く反省をしているところでございます。

次に、職員研修の中に、外部からの講師を招いて研修ができなかったのかということで、外部講師の招致について、考え方をご説明申し上げたいと思うんですが、これまで実施をしてまいりました職員研修でございますが、外部からの講師を招いての研修は実施できておりません。ただ、今後は、今後といたしますか、今年度も研修を実施してまいるわけですけれども、その際には、官製談合防止法であるとか入札談合等の関与行為の防止法ということで、それらを所管します公正取引委員会、そちらの専門官なども講師に招いて、詳しく、どういうケースがこの事案に該当するんだとか、また、地方自治体としてこういうことがあってはならないということを、外部からの目線で詳しく説明をいただく、そういう研修もできればというふうに現段階で考えております。また、審議を行っております官製談合再発防止の検討委員会、この最終報告を受けまして、その報告内容を全職員がしっかりと、その報告だけをするのではなくて、職員自身もしっかりとその内容を熟知してもらおうということから、内容に即した人材、例えばその内容はまだ決まっていませんけれども、その内容に応じて、外部からも専門的な見地から研修の講師として入っていただくことも必要ではないのかなというふうに考えております。

外部研修ということで今、お答えをさせてもらいましたが、職員が、講師と受講生という形での講習も当然必要なわけですけれども、ただ、それだけにとどまらず、各部署単位、課ごとといたしますか、部署単位で、できれば上半期、下半期、年2回程度は小さな枠組みで、じかに直接担当する業務を通じた、その中での業者とのやり取りであったり、問題点であったりというようなことで、上半期、下半期を分けた、そういうものをテーマにした課内研修というのも実施できればというふうに、現段階で考えているところでもございます。

次に、このような研修、いろいろと研修を今、予定はさせていただいていますが、議員の皆様方もその研修、参加してみたい、傍聴してみたいということで、ご意見があったように思います。当然のことながら、何ら非公開で研修をするものではないので、申し出をいただきましたら、一緒に研修に参加、傍聴いただくことはやぶさかではないかというふうには考えておりますので、その節

は、また事務局を通してご連絡を伝えていただければというふうに思います。

最後に、5月7日の、発表させていただきました今回の事案について、どのように責任を感じているのか、副町長としてどのように感じているのかというようなご質問であったかというふうに思います。さきに起きた事案に関しまして、本年2月に木谷町長が選挙によって就任され、全職員を前に、就任の挨拶として、二度と不適切な行為は行わない、公平性、透明性を持って行政運営に当たるんだと、そのことをしっかりと職員一人ひとりが自分のこととして捉え、職務に遂行してほしいという、強い申し出をされました。職員はそれを聞いていたものと、聞いているというふうに思っていたわけですが、その矢先の今回の事案であるということからしますと、本当に今回起きた事案については、もう情けないとしか言いようがないのかなというふうに思っております。まだこんなことをすると、何を聞いてたの、その思いが、今の私の率直な思いであります。内容としましては、本当に不適切かもしれませんけども、強い怒りを感じていますし、事が起きた、その事案に関しての責任は、理事者の1人として重く受け止めております。

いずれにいたしましても、繰り返すにはなりますが、今後はもうないという強い思いを持って、再発防止に努めてまいりたい、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

7番（高田好子） 議長。

議長（辰己圭一） 高田議員、再々質問を許します。

7番（高田好子）（登壇） ただいま副町長のほうから、職員研修や、アンケートの内容等もお聞かせをいただきました。

不祥事というのは、どうしても心のすきであったり、依存など、いろいろなものが問題としてあると思いますが、職員一人ひとりに法令遵守意識と危機意識が確実に浸透するよう取り組んでいただき、不祥事を起こさない体制を整え、町民の皆様のご信頼のもとに成り立っている三郷町の信頼を取り戻し、不祥事の連鎖を断ち切るべく、町組織全体が強い覚悟と危機意識を持ち、不祥事の根絶等に真剣に力を尽くしていただきたいと強く要望し、改めて町民の皆様への信頼回復と再発防止に向けて、町長の決意をお伺いし、私の全ての質問を終了させていただきます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長、ちょっと待ってください。

ただいま、今の高田議員の3問目の途中ではございますけども、11時12分で1時間となりますので、ちょっと極力手短にということで、よろしく願いいたします。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 高田議員の再々質問にお答えいたします。

まずもって、入札制度改革の内容、今の時点ではなかなか具体的な改革の内容というのが、申し上げるところはないということと、あと、そのコンプライアンス研修に関して、その年度内に行え、いろいろ事情があつてのことということで、考えた上ではあるんですけども、もし年度内に行っていれば、4月12日の事案が、もしかしたら防げたのではないかと考えてみると、本当に結果的などころで、本当に申し訳なく思っております。おわびいたします。

今後は時期を捉えて、コンプライアンス研修、適宜行っていきまして、そして、職員一人ひとりが法令遵守、しっかり意識していけるように、そして、組織としても不正を見逃さない職場風土というのを、私がしっかりリーダーシップを発揮して、雰囲気づくりをしていきたいというふうに思っています。そういうことを着実に進めていくことで、透明で公正な町政運営、これをしっかり実現していきたいと思っておりますので、議員各位にもぜひご協力をお願いいたしたく、私からの決意とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（辰己圭一） 3問目の質問は終了いたしました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時30分をお願いいたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時30分

議長（辰己圭一） 休憩を解き、再開します。

これより高田議員の3問目に係る関連質問に入りますが、既定の1時間を超過しております。よって、議長の判断により、12時まで延長を認めます。

それでは、関連質問として、11番、澤 美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 11番、澤 美穂でございます。私の5月7日公表の契約事務不適正事案についてを質問させていただきます。

今回、わざわざ5月7日公表とつけさせていただいたのは、前回の官製談合については、公判があるのでお答えできないとの答弁しかもらえないだろうと思ったからです。とはいえ、全く関係がないとも思っておりません。説明を受けましたが、報道された内容の報告を受けただけで、今回が初めてなのか、継続してなのかも含め、詳細については何も分かっていません。特定の業者に伝えたのは今回が初めてではなく、あしき慣習があったからだと思うのが、私と住民さんの反応でございます。

先ほど副町長から出ましたが、なぜコンプライアンス研修を公正取引委員会に依頼しなかったのか。奈良県内だけでなく、全国を騒がせる事態となっているにもかかわらず、自前でやろうと思ったかなんですね。公正取引委員会の研修は、入札談合の防止に向けてという182ページにも及ぶテキストがあり、何といても講師の謝金が無料、講師の旅費等も全て不要です。そして、啓発ビラです。見てください、これ。いかにも悪そうな人で、談合は必要悪など詭弁であるという、これ、コメント、皆さんから見えないと思うんですが、この業界の入札には昔からルールがあるのはご存知でしょう。予定価格を教えてもらわないと困りますよという、本当に悪そうな人が言っているんです。また、弱そうな人が、スムーズな事業施行のためなら、予定価格の目安ぐらいお伝えしても大丈夫かなというふうに、こんな感じで今までの談合が進んできたのではないかと、もうこれ全部コピーして、庁舎内に貼りつけたぐらいなんですけれども、このようなこと。あと、また、1分で分かる官製談合法ということで、これ、入札談合の関与行為ではありませんかという、こういうのも公正取引委員会は用意しておりまして、もう明らかに公正取引委員会に研修をお願いするのが一番ではないかと思っておりました。言わば談合防止のプロです。

今回、不適正事案に関わった職員は、研修を受ける前だったとのことですが、それならば、すぐに公正取引委員会に依頼して、今年度中に改めて研修、それも公正取引委員会に研修を実施していただくよう強く要望します。そして、先ほどお話ありました、第三者を含めた委員会についてですが、令和6年度の予算には予算計上されてないんですね。無償でいいのでしょうか。記憶に新しいと思いますが、福島県石川町の工事入札をめぐる官製談合防止違反などで疑いを受けた町

長が逮捕されたということで、5月15日です。直近ですね。町長の辞職届を出されました。この事件を受けて、この石川町は、6月6日に補正予算案に入札制度を見直すための、弁護士や大学教授などの有識者で構成する第三者委員会の設置費用60万円を盛り込んでおられるので、ちょっと三郷町はなぜ入っていないのかなというのが気になりました。

本当は1問目の質問で、公正取引委員会での研修をやらないんですかということをお願いしようと思っていたのですが、副町長が前向きに検討して下さるということでございますので、私の再質問で用意していたものに移りたいと思います。

町のホームページに、今年4月23日に不当要求行為への厳正な対応についてを上げられていました。何でこのタイミングなのかと思っていたら、4月12日に発覚していたことが明らかになりました。不当要求行為への厳正な対応についてと並べて、三郷町不当要求行為等の防止に関する要綱も同じように掲載されておりました。この要綱は平成16年6月1日から施行されているもので、今までに4回改正されており、直近が令和6年3月29日となっています。改正されたのが第3条4項の委員のメンバーで、こども未来創造部長、総務課長の2名が加えられ、環境整備部次長が環境整備部特命次長に変更されていました。

今回私が申し上げたいのは、もう要綱ではなく条例にしていだきたいのです。要綱は、皆様に申し上げるまでもなく法的根拠がないため、住民に対しては法的拘束力も持ちません。公権力を背景とした住民へのお願いという位置づけしかない、牧瀬稔氏も、あなたの町の政策条例という著書の中で書かれています。既に愛媛県東浦町は平成26年4月1日から、熊本県芦北町は令和2年3月16日から、岐阜県白川町は令和5年12月14日から、町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例が制定されています。岩手県紫波町につきましては意見募集をし、来年1月1日から施行予定になっています。その条例には、公益通報について、不利益取り扱いの禁止、不当要求行為への対処についても明記されています。

令和4年6月1日から施行されている改正公益通報者保護法では、こちらですね。不当要求、不利益な、ごめんなさい。6月1日から施行されている改正公益通報者保護法では、不利益な取り扱いの禁止などが改正されていますが、今回は通報者が特定されてしまっていることから、庁舎内での対応や、また、報復などがされないか非常に危惧しております。今後は二度とこのようなことが起こらないよう、条例を制定し、入札制度を見直すため、談合のあった他市町で導入され

始めた変動型最低制限価格制度を導入するお考えはあるか、お聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の5月7日に公表させていただきました契約不適正事案の概要について、まず申し上げさせていただきます。本町下水道課の50代主査が4月12日に、5社見積合わせによる随意契約事務において、特定業者に契約を締結させる目的で、当該業者に落札可能な金額を伝えて見積書を徴取したものであります。結果的には契約は成立しませんでした。不祥事の再発防止に取り組んできたさなか起こったもので、町民の皆様の信頼を再度失う結果となったことは言語道断であり、決して許されるものではないと考えております。

このことから、町長の諮問により、職員の懲戒処分を審議する分限懲戒審査会を開催し、同職員には停職2か月の懲戒処分を決定し、議員各位をはじめ報道等に発表したものであります。

まず、議員ご質問の、「今回が初めてだったのか」、また、「自分から伝えたことが慣行だったのか」という点であります。これらについては、当該職員の個人事項に直接関係するものであり、審査会で聴取した内容も含めまして、誠に申し訳ございませんが、回答は控えさせていただきます。

業者との不適正な関係があったかどうかにつきましては、当該職員一個人の問題ではなく、全職員・組織全体の問題であると考えており、先ほど高田議員の質問で回答させていただきましたとおり、全職員へのアンケートの実施により実態を把握し、官製談合再発防止対策検討委員会の中でしっかりと検証して、入札制度の改革を含めまして、対策を講じてまいりたいと考えております。

そして、いわゆる質問いただきました。まず、公正取引委員会の研修を、無料の研修を受けていたらどうやという話です。これにつきましては、うちのほうも把握しておりまして、1月に公正取引委員会のほうへ問い合わせを行っておりまして、令和6年度では実施をする予定で、先ほど副町長からもありましたが、予定しております。そしてまた、先日の5月29日には、これは県主催なんですけれども、公正取引委員会のオンライン研修というのがありまして、それに事業担当課の職員と、あと、契約担当の職員、計11名が受講させていただいております。

今後も、議員おっしゃるように積極的に受講してまいりたいと、そして、コンプライアンスの徹底をしてまいりたいと考えております。

そしてまた、次、官製談合対策防止委員会の予算というお話をいただきました。これにつきましては報償費のほうで、ちょっと弁護士の先生方に支払う、報償費という形で支払うんですけども、先ほどの石川町のお話が60万円とお聞きしましたが、そんな高いお金ではなく申し訳ないんですけども、1日当たり8,000円という規定がございまして、それでお願いさせていただいたところ、快く引き受けていただいております。かなり安くはつくんですが、そういった問題ではございませんが、その辺りをちょっと予備費のほうで執行したいなというふうに考えております。

そして、あと、次が、不当要求行為等の防止に関する要綱の関係で、条例化してはどうやというお話いただきました。条例化している自治体はたくさん、確かにございます。県内でも樺原市であったり五條市が条例化しております。要綱と条例で大きな、内容に変わりはないんですけども、議員おっしゃられるように、明確化して厳正化するべきではないかということであるのかなど。条例になりましたら、住民の責務というところも入ってまいります。昨今のカスタマーハラスメント対策の対応としては、非常に職員を守るという意味でも有用であると思いますので、今後、いろいろなパターンあるかと思しますので、調べさせてもらって、検討のほうをさせていただきたいなというふうに思います。

次が、入札の変動型の最低制限価格の話ですね。これにつきましては、県等も採用しているのではないかということで、その部分を分からなくするという方法であるかと思えます。これにつきましては、ちょっと談合防止検討委員会の中で、これから入札制度についてはしっかりと検討してまいりますので、そういったことも含めまして、今後検討させていただきたいなと考えております。

以上です。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） ただいまご答弁をいただきましたが、町民に対して、町がどれだけのことをしているかというのをやはり見える化していただきたいんですね。その第三者が入っているということもきちっと、どんな方が談合防止に向けて今後検討していただくかというのもホームページ上で、町はこれだけのこと

をやりますということで、しっかりと表明していただきまして、まずは町民さんの、皆さんの信頼回復を第一に、これからも不祥事を根絶する気持ちで、町民に対してもですが、真面目に働く職員に対しても、町の本気を見せていただきたいと願っております。

このあともう1人、議員さんおられますので、私の質問は以上とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（辰己圭一） 澤議員、答弁は求めますか。

1 1 番（澤 美穂） 結構です。

議長（辰己圭一） 澤議員の関連質問は終わりました。

続きまして、関連質問として、1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1 番（神崎静代）（登壇） 1 番、神崎静代です。よろしく願いします。

二度とこういうことが起こってはいけないということで、起こってしまったんですけれども、本当に今度こそ全庁一丸となって、こういったことが起こらないように対策を取っていかなければならないなと思っております。高田議員、澤議員の質問で、ほとんどいろんなことをお答えいただいたので、私のほうからはちょっと、再発防止に取り組んでいただいたこともありますけれども、この下水道職員がこういった不正をしたということが起こってからあと、今日まで約1か月ほどなんですけれども、その間に何か特別な対策を講じられたことがあれば、そのことについてだけ、取りあえずお答えいただけますか。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

この1か月間、この不正事件があつてから1か月間に何かしたことはということでご質問いただいたかと思えます。当該職員、不正を起こしました職員の不正行為は決して許されるものではないと、言語道断であります。この案件の発覚については、これまで町長が不正を隠蔽しないということ、強い姿勢で職員に示しておられました。そういうことがあつて、勇気を持って報告されてくれた側面があつたのではないかというふうに思います。また、本事案発生後、翌週の5

月13日なんです、この日に臨時の朝礼を実施しております。そこで副町長から、これまでの経緯を全職員に向けて話をしました。そのあと町長から、不祥事に対する再発防止に向けたメッセージを全職員の前で、町長から強い決意と姿勢を全職員に向けて示していただいたところでございます。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 本当にいろんな取り組みをされて、これからこういうことが二度と起こらないようにということをおっしゃられていますけれども、やっぱり今度の、こういった不祥事件が起きるといことは、やっぱり何かそういう土壌があるんじゃないかというふうに私は思っています。

3月議会で吉村議員が、同和対策を引きずった事業は不公正であるかどうかということの答弁のときに、不公正であるとは考えていないという町長の答弁がありましたけれども、私はそういった事業、それだけではないですけれども、やっぱりある団体や地域に対して特別扱いとか、優遇しているというようなことは、やっぱり不公正だと思うんです。落札可能な金額をある人に教えるということは、やっぱり特別扱いしているということで、同じようなつながりが、つながっていくんじゃないかと思っています。

木谷町長は、5月7日の日に記者会見を行ったときに、このような行為が行われる土壌をいまだに無くせなかった責任を痛感している、町政から不透明・不公正な慣習を一掃するための取り組みを進めると謝罪したというふうに、奈良新聞に報道されていきました。入札だけではなく、こういった不透明なことというのはほかにもあると思うし、不公正な慣習というのも、やっぱり庁内には残っていると思いますので、そういったことも含めて、あらゆる不正なこととか不公正なことを許さないというきっぱりした態度で、町のトップとして町長がどのように取り組んでいくかということが、そういった姿勢がこれから大きく影響していくと思いますので、そういったことも含めて、町長の決意をお聞かせください。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 神崎議員の再々質問にお答えいたします。

まずは私、町長選挙に立候補するときに、三郷町をあらゆる面で健やかな、健

全なまちにしていきたいということで、不公正・不公平な慣習を一掃するという
ことを申し上げました。そのことは神崎委員ご指摘のとおりですけれども、入札
に限らず、あらゆる面、入札以外の慣習にも及ぶものと考えております。ただ、
現在町として行っている各種の事業について、不公平・不公正な点があるとは考
えてはおりませんが、現在判明していないところに不公正な点があるということ
があれば、そこに関してははっきり掘り起こしてというか、見逃すことなく対応
していきたいと。そして、三郷町をあらゆる面で健全な町にしていきたいという
ふうに考えております。その点に関しては、町職員一体になって進めていきたい
と思いますので、議員各位にもぜひご協力をいただきましたら幸いです。よろし
くお願いいたします。

議長（辰己圭一） 神崎議員の関連質問は終わりました。

7番、高田好子議員の質問及び11番、澤 美穂議員、1番、神崎静代議員の
関連質問は以上をもって終結いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を1時10分とさせていただきます。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時10分

議長（辰己圭一） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、11番、澤 美穂議員、一問一答方式で行います。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番、澤 美穂でございます。

私の2問目の質問をさせていただきます。

のどか村の地域防災拠点計画を進め、観光拠点としても充実をについて質問を
させていただきます。

令和5年2月に改訂された三郷町マスタープランによりますと、農業公園信貴
山のどか村は観光拠点だけでなく、新たな拠点機能として地域防災拠点に位置づ
け、平時は農業公園として滞在型観光の拠点とし、災害時は広域防災所として機
能する防災拠点の形成を目指しますと明記されています。大和川のしゅんせつも
中断したままになっていると聞いていますが、災害はいつ起こるか分かりません。
今年の元旦に起きた能登半島地震、事前の被害想定のが甘さが指摘されております。

能登地方でこれほど大きな地震は起きるはずがないという思い込みも含めてのことですが、国・石川県とも極めて小さな地震しか想定しておらず、事前の準備がきちんとできていなかったとの反省もあるようです。一日も早く有事の際は避難所として機能する防災拠点を備えるために、三郷町も最大限の対策を取っていたきたいと要望するところでございます。

ちょうど1週間前の6月3日の早朝、緊急地震速報が鳴り、驚いた方もおられるかと思えます。人騒がせなと怒っておられた方もいらっしゃいましたが、個人的には何もなくて本当によかったと安堵しておりました。昨日も美松ヶ丘自治会では避難訓練と消火訓練をしたのですが、訓練が永遠に無駄になることを願わずにはられません。

6月3日の三郷町行政放送が何を言っているのか分からないと問い合わせをいただいたのですが、新しくなったハザードマップにも行政放送メール配信サービスとテレフォンサービスの電話番号を、赤字でフォントサイズも大きく掲載していただいたので、スムーズにご案内することができました。ご存知なかった方達にも、災害が起こる前に情報の入手手段を知っていただけたのでよかったです。けれども、大地震です、大地震ですと放送されたのを、お隣の王寺町で何かがあったのかと聞き間違えておられた方が想像以上に多く、国などで決まりがあるのかもしれないが、言われてみればそのように聞こえなくもないなと思いましたので、「オオ地震」よりも「ダイ地震」のほうがいいのかなと。この件について通告していませんので、答弁は結構ですので、王寺町のお隣だからこその地域的なことなのかもしれませんが、より分かりやすく伝える文言を検討していただけたらと思います。

話はそれでしたが、令和3年9月議会において、森前町長が答弁の中で、大和川のしゅんせつ土についてのいきさつを、「そんな土要らん」と断り続けていたのどか村の社長を説得するのに、1年かかって交渉した。三郷町の皆さんが災害、大雨によって大変なことになっていることを社長もよく分かっておられましたから、それに貢献をさせてもらおうというのが一番の決め手になったと思えますと語っておられます。今年1月30日付の読売新聞によりますと、富田林市甘南備の市農業公園サバーファームが4月1日から休園することが分かったそうです。市と公園の土地所有者らと、賃料や管理者などをめぐる協議がまとまらず、4月以降運営の目途が立たないという。市によると、サバーファームは土地所有者約5

0人でつくる農事組合法人が指定管理者となり運営、市が管理料として法人に年間8,700万円、土地所有者には固定資産税の相当額を支払ってきたとの記事が掲載されていました。市がサバーファームに年間8,700万円もの管理料を払っていたにもかかわらずです。どこも農業公園だけでは立ち行かなくなっているのだと思われます。

先ほどの、9月議会での森前町長の答弁によりますと、のどか村も入場者数が減ってきているそうですし、三郷町の一番の収入が、町税ではなく地方交付税ですので、税収を得るには、今あるものを最大限に生かす、観光に力を入れるしかないと言っても過言ではありません。

平時はグランピングやサウナ施設、サバゲーやジップラインを整備し、1日遊んで温泉に入ることができ、宿泊もできるとなれば、王寺町のボウケンノモリを超える、ボウケンノムラ、ボウケンノクニも夢ではありません。おじいちゃん、おばあちゃんも一緒に来たものの、グランピングはちょっと無理という場合には、信貴山での宿泊施設を利用してもらうことができ、のどか村近隣の観光施設が潤う可能性も大いにあります。山の上の立地を生かし、布引ハーブ園のようにハーブを植え、家族の中でもアウトドアを楽しみたい人、インドアが好きな人がおられると思います。例えば、お父さんや子ども達がアウトドアで遊んでいる間は、お母さんは好きなハーブを鑑賞し、ハーブティーを飲みながら読書を楽しむ。また、その逆のパターンもあるかと思いますが、ガソリン料金がなかなか下がらない今、阪神高速道路料金が今月から値上げされたこともあり、なるべく近場でお金をかけずに楽しみたいというご家庭もますます増えてくることでしょう。わざわざ神戸に行かなくても、ネスタリゾート的な楽しみが三郷町でできたらどうでしょう。お子さんがこぞってやってくると思いませんか。

川の駅ができれば、日本遺産の観光拠点やアドベンチャーツーリズムの拠点となり、カヌーなどの川遊びも楽しめる予定だと聞いています。

そして、木のおもちゃ美術館もできます。昨日、おとといと36名の方がおもちゃ学芸員講習に参加されたと聞いています。この中の高田議員も行かれたようですが、そのうち三郷町民は26名だったそうです。定員は30名だったと記憶していますが、実は私もキャンセル待ちで参加させてもらおうと思いき、問い合わせをしたら丁寧に断られました。第3回目で、私も受講予定です。講習は2日間なので、2日間となると時間の拘束もあり、どのぐらいの方が受講してくださる

のかと心配だったのですが、既に4期目までが満席で、今、5期目を募集してまして、2025年6月、7、8、ちょうど1年後しか受講できなくなっています。非常に多くの方に関心を持っていただき、楽しみにしてくださっている方が大勢いらっしゃるのありがたいな、うれしいなと思います。

晴れたらのどか村、雨ならおもちゃ美術館へ行こうと、天候に左右されることがなく、晴れでも雨でも行き先は三郷町、三郷町に行けば楽しいことを選択肢がある。近畿の真ん中に位置する奈良県の新たな観光スポットとなり得ると考えます。観光交流拠点、地域防災拠点、広域避難所としてののどか村を町としてどうお考えなのかお聞かせください。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） よろしくお願いたします。それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えいたします。

令和5年2月に改訂されました「三郷町都市計画マスタープラン」では、農業公園信貴山のどか村を地域防災拠点に位置づけ、平時は農業公園として滞在型観光の拠点とし、災害時は広域避難所として機能する防災拠点の形成を目指すと明記しているところであります。

議員ご質問の、「のどか村における広域防災拠点整備の事業概要」につきまして、改めてご説明させていただきますと、令和3年3月に国である大和川河川事務所と三郷町、民間事業者であります株式会社農業公園信貴山のどか村の三者間において、三郷町広域防災拠点整備に関する覚書を締結したもので、国の治水対策事業として行う河道掘削工事で排出されるしゅんせつ土をのどか村へ搬入し、盛土造成するというものであります。これには、大和川の洪水被害が軽減されるとともに、のどか村におきましては園内の有効活用面積の拡大を図ることができ、さらには造成地を広域防災拠点に位置づけることにより、災害時には防災拠点・避難所として活用できるというもので、それぞれにメリットがある三者連携の事業となっております。本事業の進捗につきましては、令和4年度には、国の事業としてしゅんせつ土を搬入するための仮設用進入路の整備が完了しており、令和5年度には少量のしゅんせつ土が搬入され、仮置きされている状態であります。

議員ご質問の中で、「大和川のしゅんせつも中断したままになっていると聞いている」とございましたが、中断されているのではなく、しゅんせつ自体は継続

して行われており、しゅんせつ土を搬入するため必要となる農地法に基づく農地転用手続等が完了していないことから、しゅんせつ土を搬入できていないのが実情であります。現在は、当該手続を進めるため、株式会社農業公園信貴山のどか村で調整されていると聞いております。

また、のどか村の防災機能につきましては、本町の地域防災計画では、駐車場や芝生広場を約1万5,300人収容できる一時避難地に、また、ハウスやまびこを322人収容できる補助避難所として既に指定しております。今般の「のどか村における広域防災拠点整備」におきましては、造成地を防災拠点や避難所として活用するとしておりますが、ハード・ソフトを含め、どのような防災機能を備えるかの具体的な検討はこれからであり、立地条件や道路事情、盛土造成の進捗も確認しながら、費用対効果も含め、慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

また、平常時における造成地の利用につきましては、株式会社農業公園信貴山のどか村からは、グランピングやジップライン等を計画し整備したい旨を伺っておりますので、本町といたしましても、のどか村利用者にとって魅力ある施設整備をしていただきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、三郷町内にはのどか村を含め多くの観光資源があり、例えば日本遺産に認定された龍田古道やその構成文化財にもなっている龍田大社、家族連れや高齢者の方にも楽しんでいただける信貴の湯があります。また、今後整備される奈良おもちゃ美術館や川の駅亀の瀬東口など、本町といたしましても、世代を問わず多くの方々に訪れ楽しんでいただけますよう、魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） ただいま部長から答弁いただきましたとおり、三郷町かわまちづくり計画の中でも、信貴山のどか村に地域防災拠点、広域避難所を整備することを大和川河川事務所、三郷町、信貴山のどか村の三者で合意し、国土交通省は治水対策事業を推進することができ、三郷町としては広域避難所を確保し、町民の安心・安全を確保することができ、また、信貴山のどか村は新たな事業展

開が可能となり活性化につながるという、まさに一石三鳥の取り組みであります
と明記されている上、令和3年9月議会の中で、答弁の中で、のどか村内で1か
所ある土石流警戒区域が、造成により地形が変わると解消できるとも言われてい
ましたので、計画が頓挫することなく進んでいると聞いて安心しております。ト
ップが替わったからといって、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取り組み
の一つを遅滞させることがないよう、早急に協力し対応願います。

3年前から三郷町自主防災ネットワークと奈良県防災士会のご協力をいただき、
三郷中学校で2年生に防災学習を行わせていただいております。グランピング施
設が完成した暁には、のどか村で防災キャンプができれば、実施できたらと考
えておりますので、またその辺もよろしく願いいたします。

そして今、亀の瀬のプロジェクトマップは人気ですが、そこから三郷
町龍田大社、のどか村へと観光の足が伸びないように感じています。先日実施さ
れた日本遺産ガイドの会総会では、三郷駅から河内堅上駅へのガイドの要望はあ
るとお聞きしましたが、どうせなら河内堅上駅から三郷駅へ伸びて行ってほしい
と願っています。龍王社から三郷駅へ続く道も整備されていますので、川の駅が
できれば、その流れも三郷町へ来るのかと期待しております。川の駅には以前か
ら要望している観光案内所の役割を担うとともに、レンタサイクルの設置も再度
要望しておきます。亀の瀬資料館ではジオラマが人気なのですが、川の駅には以
前図書館で展示されていた日本遺産亀の瀬デジタル絵巻と、100人の町民がつ
くられた龍田百人一首の人形を、小倉百人一首のフィギュアを壁面展示されてい
る嵯峨嵐山文華館のように展示することを要望します。今流のアクティビティ
も、龍田古道をはじめとした歴史や文化の両方を楽しめるのは三郷町だけではな
いかと自負しています。

しかしながら、三郷町民の中にのどか村に行ったことがない、存在さえ知らな
い方もおられるのも事実です。コロナ前はふれあいのつどいという、私の子ども
がいたときはそういう名前でしたが、民生委員さん達のご支援をいただき、家族
そろってカレーライスづくりなどを行うイベントがありましたが、今後はのどか
村の協力をいただいて、三郷町に転入してこられた方に、転入歓迎の意味を込め
て、もれなく家族分の入場券をプレゼントしたり、毎月ランダムに抽せんし、三
郷町民を無料招待するなど、のどか村を知っていただく取り組みはいかがでしょ
うか。都会中三郷で、自然に触れ合える貴重な場所であるのどか村をアピールす

べきです。

そして、点在する観光名所だけでなく、駅前のファンチャーナやクロコベーカー一目当てに町内、県外から多くのお客さんが来られ、土曜日は駅前のタイムズが満車になっていると聞いています。点と点をつないで線にして、多くの観光客の方に三郷町へ来ていただき、一つでも多くの名所を回っていただけるよう、また、有事の際は三郷町民の安心・安全の確保をお願いいたしまして、課をまたがる要望をいたしましたので、答弁ができないかと思いますので、各課へ持ち帰っていただき、じっくりと検討していただくようご依頼し、私の2問目の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了いたしました。

次に、3番目の質問に移ります。

11番、澤 美穂議員。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員。

11番（澤 美穂）（登壇） 続きます、私の3問目、ウエルカムバック制度とプライオリティパス制度の導入をについてお伺いいたします。

令和6年度採用予定だった内定辞退者がおられたと聞いています。今年度はいわくつきの町の職員になりたくなかったことも原因なのかと勘ぐらずにはいられません、優秀な人材の確保は非常に厳しい状況で、社会人経験者の採用にも取り組んでおられますが、応募あったのでしょうか。三郷町役場では、これまでも病気や家族の介護、結婚、出産、育児、配偶者の転勤等でやむを得ず退職された職員が少なからずおられ、その方達に門戸を広げてはいかがでしょうか。企業も受け入れをはじめ、この秋からJR北海道でも、春入社だけではなく、秋入社にもカムバック採用を取り入れられました。三郷町でも、カムバックにウエルカムを合わせ、ウエルカムバック制度を、また、内定まで取りつけながら辞退された方は一定の条件をクリアされているのですから、試験を免除するプライオリティパス制度も導入されてはいかがでしょうか、お聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、本町の令和5年度（令和6年4月1日採用）の採用試験の結果であります。一般事務職は、最終合格者4名のうち2名、保健師では最終合格者1名がそれぞれ内定辞退となりました。また、保育士・幼稚園教諭につきましては、最終面接前に辞退があり、2次試験を実施できませんでした。このことから、本年2月にこれら3職種の2次募集を行ったところ、一般事務の社会人経験者枠で19名の応募があり、最終合格が4名、うち1名が内定辞退となりました。

昨今、本町に限らず、地方公務員の採用状況は、民間企業や近隣の他の自治体との競合もあることから、大変厳しい状況にあるのが実情であります。今回、議員ご提案の「ウエルカムバック制度」は、育児や介護などのやむを得ない事情で退職された職員を、一定の条件のもと再度採用するもので、全国では複数の自治体で導入事例がございます。本町では、年度当初には想定しなかった退職者も多数発生していることから、特に採用が困難な保健師や保育士などの専門職については有用であり、今後検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、「プライオリティパス制度」についてであります。内定を辞退されるのはさまざまな理由で本町に勤務できないとの意思を示された方となります。また、採用試験についても毎年同じ試験内容ではなく、時代に応じてテーマや方法を変えて実施していることから、無条件に試験を免除することは、採用の公平性の観点からも慎重な検討が必要であると考えております。

なお、本町の過去5年間の退職者49名のうち、定年退職や勸奨退職を除く普通退職、いわゆる自己都合退職は24名となっております。全ての事情を把握しているわけではございませんが、他の自治体や民間企業への転職が多く、この制度の対象となるような、結婚、育児、介護等の事情でやむなく退職され、かつ、転職もされない方はごく少数であると思われまます。このことから、まず重要なことは、優秀な人材の流出を防ぐことであり、そのために育児休業や育児短時間勤務については、性別に関係なく、本人が気兼ねなく取得できるように、本年度から導入の育児休業代替職員も活用しつつ、制度の充実を図ってまいります。介護についても、介護休暇や介護休業制度の積極的な利用を推進し、所属の理解も含めて、離職に至らないように配慮してまいります。

また、あわせまして、育児や介護などの事情によらない退職を防ぐため、職員が働きやすく、また働きがいがある職場環境を整備し、職員全員が心身だけでなく、社会的にも満たされた幸せな状態であるウエルビーイングを積極的に推進し、

ワーク・ライフ・バランスの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（澤 美穂） 議長。

議長（辰己圭一） 澤議員、再質問を許します。

11番（澤 美穂）（登壇） ウェルカムバック制度では、中堅層の労働力はある程度確保できるのかと思いますが、将来を見据えると、それこそ後継者を育てていかなないと、将来大変なことになってしまいます。今から16年後の2040年には労働供給制約社会がやってくると言われていています。物流だけではなく、子育て、医療、介護、インフラ、防災など、あらゆる分野での労働人口不足となるため、それらを見据えた職員体制の整備や人口構造の変化による財政悪化が課題となってきました。

今、東京都庁でも全体で離職者が増えていて、離職者の多くは20代、30代の若手で、若くして花形部署に配属された期待の人材が、どんどん辞めてしまっているそうです。出世の階段を上り始めた矢先、退職理由は都政への失望が多いこと、三郷町も、住民さんからだけではなく、職員の皆さんからもこれ以上失望されることがないように取り組んでいかなければならないと思っております。

6月8日付の日経新聞によりますと、滋賀銀行は中途退職者のネット組織を構築すべく、スマホアプリを通じて連絡を取り合い、将来の復帰や再転職先の紹介、事業連携の可能性を模索する、いわゆるアルムナイ採用に乗り出されたそうです。関西みらい銀行なども導入済みで、滋賀銀行は有料職業紹介許可証を得ており、成長した戦力として復帰を歓迎、希望があれば再転職も支援するそうです。カムバック採用との違いを調べてみると、アルムナイ採用は新規の分野への挑戦、スキルの獲得など、前向きな動機から転職や起業した人の採用を指すそうです。企業もあの手この手で、今から対策を講じているようです。

また、例えば先月末、三郷町に来ていただいた姉妹都市の埼玉県三郷市、長野県安曇野市から、何らかの理由で大阪や奈良へ転居される職員がおられた場合、その職員に三郷町を勧めていただくような連携ができればいいと思うのですが、いかがでしょうか。当然、三郷町からも三郷市、安曇野市をお勧めしていただきたいと思えます。

今年3月議会で、働き方改革だけではなく働きがい改革、女性管理職の登用に力を入れていただくよう要望させていただきました。今月の広報「さんごう」の

裏表紙に、新規採用の職員の笑顔の写真が掲載されていました。ご縁があって三郷町で働いていただけることになった職員が、これから定年までずっと笑顔で働いてもらえる職場環境であるように、ここにおられる理事者の皆さんには、再度ご要望しておきます。

最近、カスハラ対策として、コンビニ等で採用されている、フルネームではなく名字だけの名札を三郷町でも導入をと要望しようと思っていまして、先週導入していただいたようで、ありがとうございます。また、ジチタイワークスという行政マガジンを読ませていただいているのですが、その中で、公務員の名刺はなぜ自腹なのかというトピックスがありました。ある三郷町の職員に聞きましたら、自腹だと聞きました。課によってはほとんど使わない部署もあるようですが、業務で名刺交換することが多い課の職員の負担は非常に大きいと思います。

ちなみに、私の名刺は某ネット印刷会社で発注していますが、両面4色のカラー印刷で幾らだったのかを調べてみたら、今、何と期間限定で100枚430円になっていました。私が購入したときの、多分半額ぐらいだったと思いますので、通常でも1,000円以下で100枚が刷れることになると思います。

おそろいの名刺を持つことで一体感が生まれ、責任と自覚も生まれ、働きがいにもつながると思われそうですし、名刺の裏面を、三郷町のホームページやフェイスブック等のQRコードを載せ、PR面にすれば十分な効果が期待できると思います。さすがに役場勤めの方が飲み屋で名刺を配ることはないと思われそうですので、できれば三郷町でも、名刺購入代金を負担するように要望します。負担する、しないの回答は、今すぐには無理だと思いますが、課によってはもしかしたら議員以上に名刺交換をする職員もいるでしょうから、分かる範囲で結構ですので、名刺購入代金を町が負担している課があるかないかだけでもお聞かせいただきまして、私の3問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

いろいろお話しいただきまして、労働力の需要と供給のバランスが崩れて、2040年にはというお話であります。確かに、人材確保は本町に限らず全国的な課題になっていくのかなと。キャリアアップ等で転職が当たり前の時代になって

いて、なかなか自治体では今、確保するのは非常に厳しいものになっています。その辺り、勝ち抜くには、言われるようにさまざまな方策をこれからも講じてまいりたいと考えております。

先ほどお話しいただきました名刺の件でございます。名刺、三郷町でも皆さん自腹で支払っております。これにつきましては以前から、聞くところによると、大分以前からの経緯がございますようなので、その辺りもしっかりと踏まえた中で、今後検討はしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 3問目の質問は終了いたしました。11番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

1番、神崎静代議員、一問一答方式で行います。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1番（神崎静代）（登壇） 1番、神崎静代です。よろしく申し上げます。私のほう、2問目、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入をとということで質問いたします。

まず初めに、朝日新聞の声欄に載っていた、伝統的な家族って何だろうという記事を読ませていただきます。この方は54歳の男性です。

同性婚は日本の伝統的な家族の形に反するという人がある。伝統的というなら、平安の昔は恋の和歌を送り合い、男が夜な夜な女の家に通うのが婚姻だった。権力や財力を持つ男がおめかけさんをつくっていたのは、そう昔のことではない。それも日本の伝統的な家族なのか。札幌高裁で、同性婚を認めないのは憲法違反との判決が出た。主要7か国で同性婚やそれに準ずる制度がないのは日本だけだ。他の6か国で何か混乱が起きているのだろうか。幸せになった人が増えただけだ。日本での同性婚はまだ遠い。ただ、至急に何とかしてほしいことがある。私には20年間を共にしてきたパートナーがいるが、彼に万が一があった場合、私は集中治療室に入れず、死に目にも会えないかもしれない。その死後には、共に築いてきた財産を顔も知らない誰かに取られてしまうかもしれない。私達は法的には他人だからだ。こういうような投書が載っていました。

この投書にもありますように、3月14日に札幌高裁で、同性婚を認めないのは憲法違反という判決が出ました。現在、全国で同じような訴訟が六つ進行して

います。性別やセクシュアリティにかかわらず、法律婚と同様の社会保障や人権を守る法整備が求められていますが、この投書の方は、法整備ができるまでに至急に何とかしてほしいと述べておられます。

今、法律婚を利用できない同性カップルなどに対し、社会的な保障を婚姻関係に近づける取り組みとして、パートナーシップ制度を導入する自治体が全国に広がっています。4月1日時点で456自治体が施行しており、日本全体の人口に対するカバー率は84.925%になりました。奈良県でもこの4月1日から、県と平群町、川西町でこの制度がスタートしています。それで、県内では奈良市、大和郡山市、天理市、五條市、生駒市と斑鳩町が既に導入しておりますので、5市3町に県内では広がりました。奈良県では、早速この制度の利用者第1号があったという報道も先日ありました。また、最近はカップルだけでなく、家族として暮らしている子どもとの関係をあわせて証明するファミリーシップ制度も広がっています。名称をパートナーシップ制度としながらも、ファミリーシップ制度を導入している自治体も含めると216に上ります。奈良県内では奈良市と天理市が導入しています。

木谷町長も、議員のときにパートナーシップの導入について一般質問をされております。三郷町でも未成年の子どもとの関係を証明できる制度やサービスを取り入れたパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度を導入するべきと思います。町のお考えをお聞かせください。

住民福祉部長（辰巳政行） 議長。

議長（辰己圭一） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。よろしく申し上げます。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、パートナーシップ制度の導入は全国的に広がりを見せており、現在、奈良県内においても県及び5市3町が導入しております。三郷町におきましても、これまでに3度パートナーシップ制度の導入についての一般質問がございました。本町といたしましては、婚姻制度とは異なり、法的な拘束力が一切ないものであることから、国レベルで法整備に取り組んでいくべき案件であると捉えつつ、基礎自治体としての役割を考慮し、制度の導入について検討を重ねてまいりました。

さらに、令和5年6月には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性

に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が施行され、社会的な関心がより一層高まっている状況であると認識しております。

このことから、パートナーシップ制度については、既に導入している自治体の状況等を確認し、本町の現状に沿った要綱の制定に向けて現在準備を進めているところであり、準備を進めていく中で見えてきた本町の利点といたしまして、住民情報・戸籍情報を取り扱う住民福祉課においてパートナーシップ制度の登録申請を受け付けできるという利点がございます。この環境を生かすことで、他の自治体では必ず必要となる住民票や戸籍謄本等、申請時の添付書類については職員による情報確認が可能であることから、おおむね省略することが可能となります。そのため、登録申請を簡素化し、制度を必要とされている方がより申請しやすい環境を構築できるのではないかと考えております。

一方、ファミリーシップ制度につきましては、県内で既に導入している奈良市と天理市で申請数の実績を確認いたしましたところ、本年5月17日現在で、奈良市ゼロ件、天理市1件とのことでした。本制度につきましては、三郷町においてどの程度必要とされているかが不明確なところがあり、また、県レベルで実施される可能性も考えられる制度でございます。今後、近隣の状況等を十分に確認した上で、本町において制度のニーズが高まった場合には、導入について検討してまいりたいと考えております。

なお、パートナーシップ制度の導入時期につきましては、前述のとおり、現在準備を進めているところであり、本年中には実現させたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） 今検討しているところなので、今年度中のできるだけ早い時期に実施をされるというようなご答弁でした。

ただ、奈良市とか天理市の状況を見たら、なかなかファミリーシップ制度の利用が少ないということもあるので、それについてはまた考えていきたいということだったんですけれども、やっぱり2人、カップルだけの場合はいいんですけれども、やっぱり子どもが関わってきまして、どうしてもやっぱり子どもも含めた家族でということが必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、この点も

含めて検討していただくようお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

議長（辰己圭一） 答弁は求めますか。

1 番（神崎静代） いいです。

議長（辰己圭一） 2 問目の質問は終了しました。

次に、3 問目の質問に移ります。

1 番、神崎静代議員。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員。

1 番（神崎静代）（登壇） 続いて、3 問目に移ります。女性職員の管理職登用についてということです。

2015年8月に、女性の職業生活における躍進の推進に関する法律（女性活躍推進法）が男女共同参画基本法の実施法として位置づけ、制定をされました。三郷町でもこの法律に基づく女性職員の活躍推進や、男性の家庭生活への関わりを強化という新たな視点の内容を加えて、従来の三郷町特定事業主行動計画が2016年に改訂をされました。

その計画の中で、管理職に占める女性職員の割合を2020年までに30%にすることを目標にしていたのですが、2020年度は15.3%にとどまっています。2024年の4月1日でも18.20%と少し進みましたが、2020年の目標30%は達成できておりません。最近は、世界中でジェンダー平等社会の実現に向けた取り組みが進み、女性活躍の流れが加速しています。しかし、日本の女性の社会的な進出は、諸外国の中でも遅れています。

世界フォーラムが昨年発表した各国のジェンダー平等の度合いを示したジェンダーギャップ指数によると、調査した146か国のうち、日本の順位は125位で過去最低でした。

ところで、古い話になりますが、三郷町で女性職員の管理職登用をということで、多分初めて議会で取り上げたのは1992年の12月議会で、当時の濱眞理子議員が質問をされました。このときは、女性の管理職は1人しかいませんでした。12月議会のこの質問を受けて、町は翌年の4月から課長補佐を3名配置をいたしました。それから20年後の2013年の6月議会で、当時の佐々木勝議員が一般質問したときは、次長が1名、課長2名、補佐5名ということでした。それからまた10年がたったこの4月1日は、課長が2名、補佐が6名というこ

とで、10年前とあんまり変化がしていないという状況です。

このように、ちょっと長いスパンで見ましてもなかなか進んでいないわけですが、どういったところに原因があるのか、また、今後どのように取り組みを進めていこうと考えているのかお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、神崎議員の3問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、平成17年度に三郷町特定事業主行動計画を策定いたしました。平成27年に女性の職業生活における躍進の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が制定されたことから、同法に基づき、平成28年4月に本計画を改訂し、女性管理職の割合を30%とすることを目標値として定めております。

本町の過去3年間の女性管理職の割合であります。令和3年度は15.1%、令和4年度は19.6%、令和5年度は15.1%となっております。本年度は課長補佐級で30%、主任級で28.6%とほぼ目標値を達成している一方で、課長級が11.8%、次長・部長級がゼロとなっており、トータルでは18.2%で、議員ご指摘のとおり、目標は達成できていない状況であります。

女性管理職の登用が進まない要因ではありますが、最近になってようやく男性の育児休業も増加し、性別にかかわらず家事や育児の分担が当たり前になってきておりますが、これまでは管理職と家庭の両立が困難で、女性職員の管理職志望者自体が少なかったことが挙げられます。本町では、令和2年度までは管理職試験を実施しておりましたが、女性職員の応募状況は、一部専門職を除きほぼ皆無の状態が続いておりました。このことから、令和3年度からは試験制度自体を廃止し、管理職登用に当たっては、性別にかかわらず本人の能力と適性で昇格させており、実際に令和4年度以降5名の女性管理職を登用しております。今後もこの方針を継続し、積極的な女性管理職の登用を図り、目標値を達成できるように努めてまいります。

一方で、能力や適性があっても、家庭の事情により管理職を望まない職員もおり、本人の意思に反して昇格させた場合、退職につながりかねない可能性もあることから、機械的に女性管理職を増やすのではなく、登用に当たっては公平性や組織全体の活性化など、さまざまな観点から総合的に判断してまいります。

いずれにいたしましても、一番重要なことは、性別や子育て世帯であるかどうかにかかわらず、能力とやる気のある職員が安心して管理職を目指すことができるようになることであると考えております。そのために適切な人材配置を行うことはもちろんであります。RPAやデジタル化を推進することで業務効率の向上を図り、一般職だけでなく管理職の休日勤務や時間外勤務を縮減するとともに、誰もが働きやすく、働きがいがある職場環境を整備し、家庭と管理職を両立できるよう努めてまいります。

また、あわせて管理職の育児や介護などについても、職場全体で理解と協力が得られるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1 番（神崎静代） 議長。

議長（辰己圭一） 神崎議員、再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 最近では夫婦ともに仕事をしている家庭が増えて、お互いに協力し合う環境になってきつつはあると思います。夫婦ともに仕事が忙しくなった場合、どうしても女性のほうがキャリアを諦めて、家事や育児の比重というのが女性にどうしても偏ってきがちです。夫のほうで管理職になるというような状況になりますと、そういった、どうしても女性のほうが不利益というか、諦めてしまうというような状況が、やっぱりいまだにあると思います。それは社会全体としてもそういう状況なので、そういうこと自体も、やっぱり社会全体でなくしていかなければならないなと思っています。

管理職になったときは、特に責任の重さとかというのは、一般職とは格段にやっぱり異なってくるということですが、それは女性に限らず、男性であっても同じことだと思います。管理職として働きやすい職場や雰囲気づくりなど、環境整備を整えるということが、男女どちらにとっても大切なことだと思いますので、女性管理者が増えて活躍できる環境になるということは、男性職員にとっても働きやすい環境につながっていくと思いますので、そういった環境づくりにぜひ積極的に取り組んでいただきますように申し上げまして、質問を終わります。

議長（辰己圭一） 答弁要らないですか。

3 問目の質問は終了いたしました。

1 番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

2 番、吉村今日子議員、一問一答方式で行います。

2 番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員。

2 番（吉村今日子）（登壇） 議席番号 2 番、吉村今日子です。G I G A スクール構想の下、使用される学習端末における個人情報の取り扱い・保護について質問させていただきます。

2023年4月に個人情報保護法が改正され、自治体も個人情報を取得する場合は、利用目的を具体的に定め、本人に知らせるよう義務づけられました。目的を定め、利用範囲を決めておかないと、情報が際限なく使われるおそれがあります。文部科学省は昨年3月、教育データを扱う際の留意事項を作成、教育委員会や学校が利用目的を定めて、児童生徒や保護者に知らせた上で業者に取り扱いを委託する際は、目的がエリアを契約で禁じるよう求めました。

読売新聞が昨年12月から今年3月までに、東京23区や政令指定都市など74自治体の教育委員会を対象に行った調査によると、2割強の17自治体が情報の利用目的を定めていない、ほかの自治体でも利用目的が曖昧なケースが目立ったということです。また、利用目的の明示においても、33自治体、45%が児童生徒や保護者に明示してないという回答、業者と契約する際に、利用目的以外の使用を禁止する契約を結んでいない自治体が18自治体、24%となっているということです。

読売新聞の調査を受け、文部科学省の有識者会議で対策の強化を求める声が相次ぎ、3月29日には個人情報を含む教育データを扱う際の留意事項の改訂版を公表しています。三郷町の状況はどのようになっていますか。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、吉村議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町におきましては、児童・生徒への学習保障や学校生活の支援をより充実させるため、デジタル教材を活用した学習の状況、健康等に関するアンケート、1人1台の端末を有効活用した授業実践の中で取得することができるデータ等を活用しております。そのことにより、一人ひとりの児童・生徒の状況をさまざまな面から確認し、学習指導・学級運営など教育活動の各場面において、子ども達の力を最大限引き出し、より安心した学校生活を送ってもらうためのきめ細やかな

支援が可能となります。

なお、利用するデータといたしましては、「端末のログインに関する情報」、「端末及びデジタル教材等の利用時間」、「デジタル教材等での学習に関する記録」、「国・県・本町が実施する学力調査等の記録」、「学校生活や学習状況に関する各種アンケートの記録」などがあり、これらのデータは町立学校在籍期間中に限り取得しております。

これらの教育データの利活用に当たっては、学習状況などの個人情報を安全なクラウド上で管理することで、漏えいなどを防止するとともに、データの監視を常時行うことで、外部からのハッキングなどの危険に対する迅速な対処が可能としております。また、専門家等による厳密かつ正確な分析を必要とする場合、本町が保有するデータを外部に提供することがありますが、その場合は個人を特定できない匿名化した情報に限るものとし、個人情報の外部提供は行わないこととしております。

なお、保護者に対しましては、本年4月19日付で、「本町の学校における教育データの利活用について」を文書にて通知しております。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員、再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） G I G Aスクール構想はコロナ禍、急ピッチで進められた経緯があります。個人情報保護に関し、多くのところで対応が追いついていない可能性もあると思います。端末で取得され得る情報、子どもの教育データは、成績や子どもの心の状況、検索履歴など、情報もあり、プライバシー、機微性に関わります。個別具体的に目的を定め、明示されていないと、適正に利用されているかどうかは検証できず、子ども達のプライバシー、データが守れません。人は誰でも生活上の情報を無断で公表されない権利を持っています。個人が安心して生活するための大切な権利です。子ども達の個人情報を守るために、対応のほうをぜひよろしく願いいたします。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。2番、吉村今日子議員。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員。

2 番（吉村今日子）（登壇） 2 問目の質問に移ります。学校給食の無償化について質問させていただきます。

学校給食は、学校給食法第 1 条に児童及び生徒の心身の健全な発育に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの、食育の推進を図ることを目的とすると、その役割と目的が明記されています。日本国憲法第 26 条は、義務教育は、これを無償とすると明記しています。このことから、学校給食は教育の一環であり、本来無償にすべきです。

保護者が学校に支払うお金の中で一番負担が大きいのが学校給食費です。全国平均で、小学生は年間 4 万 9, 247 円、月額 4, 477 円。中学校で年間 5 万 6, 331 円、月額 5, 121 円です。三郷町の給食費は、小学校が月額 4, 000 円、中学校で 4, 200 円です。全国で学校給食を無償化する動きが広がっています。日本農業新聞の調べによると、2020 年（令和 4 年度）に 451 の自治体が、2023 年（令和 5 年度）には 491 自治体となっています。奈良県でも山添村など 8 村に続き、五條市、下市町が無償化しています。三郷町でも 2022 年（令和 4 年）7 月から 12 月まで地方創生臨時交付金を使って、2023 年（令和 5 年度）、今年の 1 月から 3 月までですけれども、物価高騰対策臨時交付金を使って無償化され、子育て世代からは大変喜ばれています。三郷町でも学校給食の恒常的な無償化は行えないでしょうか。

教育部長（渡瀬充規） 議長。

議長（辰己圭一） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、吉村議員の 2 問目の質問にお答えさせていただきます。

学校給食法第 11 条第 1 項では、学校給食の施設及び設備並びに運営に関する人件費の経費は設置者負担とし、それ以外の経費につきましては保護者が負担する、いわゆる受益者負担とすると規定されております。しかしながら、子育て環境の充実や定住促進等の観点から、政策として給食費無料化を実施している自治体があることは認識しており、県内におきましても、山添村をはじめ 10 自治体では、小学校及び中学校で給食費無償化が実施されており、今年度から大和郡山市でも中学校のみ給食費無償化を実施しております。

なお、本町の給食費の月額額は、幼稚園 3, 900 円、小学校 4, 000 円、中

学校4, 200円を負担していただいております。生駒郡及び北葛城郡では最も低い水準であり、他の県内自治体と比較しましても、本町より低い水準は小学校では2自治体、中学校では1自治体のみであり、中学校では4自治体が5,000円以上となっているのが現状でございます。

しかしながら、このような状況におきましても、本町では生活困窮世帯には就学援助支援を講じるなど、保護者の負担軽減に努めているところであり、直近では、令和6年1月から3月分の給食費を国の地方創生臨時交付金を活用して無償とさせていただいたところがございます。なお、近年の原材料費や物価の高騰の中、給食調理の現場におきましてはさまざまな工夫を凝らし、献立の多様性や質、栄養価の維持に努めているところにより、平成26年度以降、給食費の見直しを見合わせておりますが、非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中でも、本町では保護者の経済的負担軽減を図るため、給食費の見直しを行うのではなく、町費の補填により対応しているところがございます。これらのことを鑑み、本町といたしましては、学校給食の無償化は考えておりませんが、現在、国では学校給食費の無償化を論議しており、その結果を踏まえ、今後の本町の方向性を検討してまいります。

以上でございます。

2番（吉村今日子） 議長。

議長（辰己圭一） 吉村議員、再質問を許します。

2番（吉村今日子）（登壇） 部長ご答弁のとおり、学校給食の無償化に取り組む自治体が増える中、国のほうも実態調査に乗り出しています。

政府は昨年6月にこども未来戦略方針を閣議決定し、その中で学校給食費の無償化の実態に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取り組み実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内に公表する。その上で、小中学校の給食費実施状況の違いや法制面も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的な方策を検討するとしています。多くの人が学校給食無償化に向けて、期待を寄せています。

給食は子ども達の成長や食育の観点からとても大切です。国の調査の結果を待つというご答弁もありましたが、もし国が何もしないときは、三郷町として全て無償になればありがたいですけれども、財政面もあると思います。ほかの自治体が行っているような、先ほど答弁にもありました郡山のように、中学生のみ、あ

るいは第2子以降、第3子以降など、無償化に向けて一步踏み出すよう、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了いたしました。

2番、吉村今日子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を14時35分でお願いたします。

休 憩 午後 2時13分

再 開 午後 2時35分

議長（辰己圭一） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、8番、奥山一臣議員、一問一答方式で行います。

8番（奥山一臣） 議長。

議長（辰己圭一） 奥山議員。

8番（奥山一臣）（登壇） 議席番号8番、奥山一臣でございます。住みたい町三郷町を目指した空き家対策について質問させていただきます。

私達の住む三郷町には約2万2,400人の住民の方が暮らしており、過去10年の人口も、他の町村に比べても大きく減少することなく、微減の状態です。しかしながら、国内の情勢を見ても、今後の人口は減少していくと予想できます。それに伴って空き家は増加傾向にあり、令和5年実施の調査においても、空き家数は全国で過去最高の900万戸となっており、当然のことながら、三郷町も同じ状況になることは容易に想像できます。

そのことから、三郷町では空き家バンク、定住化促進空き家建て替え補助金や三郷町への移住促進を目的とした三郷町移住支援金などの、人口微減や空き家の増加に対する対策を打ち出してくれております。ホームページ上にも、三郷町の観光や子育て等の魅力ある取り組みも発信されており、興味のある方には大変充実した、魅力あふれる取り組みも、ごめんなさい。情報源になっていると思います。その成果もあって、現状の人口微減で収まっているという考え方もできるかもしれませんが、今後の人口減を止めるという施策にはまだ少し足りないのではないかと思います。

そこで私が提案したいのは、三郷町の魅力を発信する三郷町移住ツアーの実施です。三郷町の移住促進を目的としたツアーを実施し、さまざまな施策や観光、教育、交通の全てを紹介、さらに民間業者と協力し、空き家を活用した三郷町モデル住宅での移住体験も実施し、移住を検討する方々へ三郷町を深く知ってもら

うきっかけをつくっていきます。

その上でアンケートを実施し、残念ながら移住に至らなかった方の意見もまちづくりに生かしていけるという付加価値もあります。今後の三郷町の人口減に歯止めをかけ、さらに老朽化し危険になる可能性のある空き家を増やさないためにも、三郷町移住ツアー、移住体験の実施を検討願います。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、奥山議員のご質問にお答えさせていただきます。

三郷町の人口は、令和6年5月1日現在で2万2,443人となっております。令和2年3月に策定した「三郷町人口ビジョン」では、イーストヒルズの宅地販売が進んだこともあり、平成7年の約2万4,000人をピークに、横ばいから微減の状況となっております。そして、令和27年において2万2,000人の人口を維持することが目標となっております。

また、人口減少と首都圏への人口集中による空き家の増加は全国的な問題となっております。国の発表によりますと、空き家の数は全国で約900万戸となり、過去最高を更新しております。また、今後さらに増加するものと言われております。

本町では、これらの空き家対策や定住促進に向けた施策として、倒壊の危険のある空き家に対する危険老朽空き家対策補助金、空き家の活用促進のための空き家バンクの登録や、空き家リフォーム補助金、そして、空き家建替補助金、定住促進のための家賃助成、住宅取得助成、移住支援金などさまざまな施策を展開しており、一定程度の成果は上がっているものと考えております。

議員ご提案の「移住ツアー」でございますが、地域の暮らしや環境等を体験する「暮らし体験型」、農業や林業など地域の産業を体験する「就業体験型」、特産品や地場産業品の製造を体験する「事業継承型」、山村留学や豊かな自然環境で教育を体験する「子どもの教育型」、地域の飲食店やコワーキングスペース等の運営に関わる「運営スタッフ募集型」など、多くのタイプがあるとされております。

これらは移住を検討されている方が一定の期間、地域に滞在し生活することで、地域の環境や地元住民とのコミュニケーション等、移住に対する不安の解消につながるだけでなく、自治体としては移住を希望する方のニーズも把握でき、移住・

定住の促進には効果があると言えます。本町においても、過去には平成28年度に、地域の仕事をしながら、地域の人達との交流や学びを通じて地域の暮らしを体験し、将来的な移住につなげる「ふるさとワーキングホリデー」の制度を奈良県が活用し、本町も信貴山のどか村を対象に登録いたしましたが、活用されず、現在は県内でも川上村だけが登録されている状況であります。

また、奈良県では現在、「e n g a w a（えんがわ）」という移住相談の窓口となる施設が設置されております。そこでは、人口減少の著しい県南部や東部の中山間部への移住を中心に取り組まれております。

これらのことから、「移住体験ツアー」につきましては、本町では立地的にもなじまない部分もあると思われまますので、今すぐ実施することは考えておりませんが、県との連携も視野に入れ、また、他の自治体の事例も参考に、引き続き、移住・定住の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

8 番（奥山一臣） 議長。

議長（辰己圭一） 奥山議員、再質問を許します。

8 番（奥山一臣）（登壇） ご答弁いただきました。今すぐにどうこうということではないのかなというご答弁だったかと思いますが、一言に「移住ツアー」と言ってしまうと、確かにこの農業であったり、体験型であったりという形を多分想像されるのであるかなと思いますが、三郷町の魅力って、もちろん自然も観光もそうなんですけど、例えば大阪で働かれる方に対しての取り組みとしても、私も大阪で働いているんですけども、利便性もよくて、大阪に働きにいくと給料がいいんですけど、家賃は安いという、そういうメリットも三郷町にはございます。そういうことも含めて、ちょっと今後三郷町として発信していただけないかなと。例えばこれは、ただ、案なんですけども、民間の業者の方に、ちょっと働かれる方がおられたら、三郷町、空き家ありますよという取り組み、お知らせをしたりとか、一番ちょっと大切なのは、本来空き家というか、土地は資産であって、財産であって、守られるべきものなんですけど、放っておくことによって、それが防犯の面であったり、防災の面であったり、マイナスになっていってしまうことがありますので、やっていただいていることは重々分かった上で、いま一度、三郷町の魅力を発信していく形を取っていただくように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（辰己圭一） 8番、奥山一臣議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、3番、南田善紀議員、一問一答方式で行います。

3番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員。

3番（南田善紀）（登壇） 3番、南田善紀です。よろしく申し上げます。

今、一般質問を聞いていてふと思ったことなのですが、前半4人の女性議員が続けて力強い一般質問をして、聞いておりました。大変勉強になりました。三郷町議会では、男性議員が少数派となりました。埋もれてしまわないように、しっかりと質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

買い物施設の誘致及び今後の計画について質問いたします。三郷町には買物施設が少なく不便である。昨年の町議会議員選挙中より、現在まで私に寄せられた一番多い町民の声であります。以前より議会でも、町の取り組みについて説明を求められており、町としても、このことは深刻な課題であると認識しておられるかと思えます。現在、町内には中規模スーパーが、勢野にあるスーパーヤオヒコのみであり、多くの町民が近隣の町に買物へ出かけている現状があります。JR三郷駅前にあったスーパーライフやコープが撤退し、その後、テナントが空き状態になっていることから、スーパー誘致が熱望されていますが、町からはさまざまなスーパーと交渉を続けているが、決定には至っていないと伺っております。

スーパーライフが三郷町に出店する以前は、町内には小さな個人商店がたくさんあり、町民がそれほど不便なく買物することができました。しかし、大型スーパーが町にできたことにより、価格競争が苛烈になり、多くの個人商店が閉店することになりました。その大型スーパーが撤退した現在、町内のスーパーは先ほど述べたスーパーヤオヒコのみとなり、これは西和7町村の人口当たりの買物施設としては最小となります。その他、買物施設はコンビニエンスストアが3店舗ありますが、こちらも人口当たりのコンビニエンスストア数は最少となり、三郷町が商業施設を運営するのに不向きなのか、何が課題となり、どのように改善していく必要があるのか検討が必要だと考えております。もちろん、スーパーやコンビニなどは民間施設であり、町として運営するものではない以上、民間企業の判断になりますが、町として住民の不便さに本気で取り組む姿勢が求められております。

三郷町でも高齢化が課題となっており、それに伴って車での買物などがしにく

い家庭も増えていると思います。宅配などを利用したの買物もしやすくなっておりますが、不慣れな方も、片や、そもそも注文するための端末をお持ちでない方もおられます。J R 三郷駅前テナントを生かす方法を検討されておられますが、そこが前向きに進まない今、遠方に買物をしに行くことが余儀なくされている現状を改善の方向に向かえるよう、既存の考え方ではなく、新たな方向が必要ではないでしょうか。長く町に住み続けている住民が生活のしにくさを感じていることは、紛れもない事実であります。これらを踏まえ、今現在での商業施設誘致の見通し、また、これからの町民の日常的な買物についてどのようなビジョンを持っておられるのか、町の考えをお聞かせください。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

三郷町内のスーパーについては、議員ご指摘のとおり、近鉄勢野北口駅前のスーパーヤオヒコのみであり、J R 三郷駅前につきましては、ライフの閉店後にオープンしたAコープが令和2年3月に閉店して以来、空き店舗となっております。周辺地域の住民の皆様が毎日の買物について、大変不便な思いをされていることから、令和2年5月より週に1回、コープの運営する移動店舗車による販売を実施し、現在も継続しております。

しかし、それだけでは買物施設が十分であるとは言えず、これまでもスーパーの誘致に努めているところでございますが、誘致できていないのが現状であります。また、スーパーだけに限定せず、日用品も購入できるドラッグストアなどにも声をかけておりますが、こちらも誘致には至っておりません。

三郷駅前に商業施設の出店を考えた場合、基本的に三郷駅を中心とした商圈エリアに人口が少なく、また、奈良学園大学の撤退など、三郷駅周辺の空洞化が進んでいることから、売上げの見込みが難しいことに加え、駐車場が離れていることも不利な条件となっております。また、本年2月には三郷駅近くのパワフルサービスよしだも閉店したことで、近隣の方においては買物がさらに不便になっているものと思われまます。

これらのことから、重要課題であるとの認識のもと、先日、木谷町長を中心とした「企画ミーティング」を、担当部署の職員を交え開催したところでござい

ます。その中では、駅前は商業施設として条件的にも不利であることから、商業施設については三郷駅前だけで考えるのではなく、三郷駅周辺の一つのエリアとして捉え、幅広く誘致を図っていき、そして、三郷駅前の空き店舗については、スーパーに固執せず、駅前の活性化につながる活用策を所有者とともに検討していくこととし、その方向で現在、進めているところでございます。

また、今後の見通しといたしましては、商業施設誘致には、三郷駅周辺の活性化が不可欠となります。そこで現在、奈良学園大学撤退後の跡地に整備したF S S 3 5 キャンパスでは、サテライトオフィス、日本語学校、スポーツパークが既にオープンしております。さらに、今年度中には「奈良おもちゃ美術館」が関西で初めてオープンする予定となっております。これらの三郷駅を中心とした事業を実施することによりまして、三郷駅周辺が活性化され、にぎわいが戻れば、状況が好転する可能性もあると考えております。

いずれにいたしましても、商業施設の誘致は重要な課題と認識しておりますので、引き続き、商業施設の誘致を含めた三郷駅周辺の活性化・再生化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 失礼します。今、ご答弁をいただきまして、私が住民の方から聞いている現状、また、私が感じている課題というのと、町が感じておられる現状、課題というのが、おおよそ一致しているかと思えます。

この4年間誘致を続けてきて、大変厳しい状況である。今後、誘致を進めていってくださるということですが、今の現状、空いているテナントを誘致していくというので入っていくというのは大変厳しいのを感じています。だからこそ既存の考え方ではなく、新たな考え方が必要ではないかというような提案ですが、今、通告書にあるとおりでは、私が具体的な提案というのはしていませんでしたので、ここで2点、私から具体的な提案というのをさせていただきたいと思えます。

1点目は、コストコ再販店の出店です。今、全国でコストコの再販店が大流行しております。私は奈良県で3店舗、大阪府で3店舗、視察というか、見に行かせていただきました。全ての店舗が個人経営をして従業員を雇い、運営しているというような水準で今、運営されております。これを行政で行えばどうか。も

しくは、行政から建物を貸して委託をするというような形でしていけばどうかというふうに提案させていただきます。行政が行うであれば、一般の個人商店が行うよりも、比較的安価に住民の方にサービスができるのではないかと考えております。行政サービスが再販店を行うというのは、世の中でもまれなことで、前代未聞のことかもしれませんが、今、住民の不便さに向き合うというようなことであれば、必要な方法の一つではないかと考えております。

もう1点は、立野の中で、すいません。もう1点、部長の答弁の中でもあったように、駐車場が離れていることというのが大変な課題になっているかと思えます。駅前では利便性が高いように見える王寺町の西友も、なかなか厳しい状況であるというふうに聞いております。その反面、平群町のイオンビッグ、また、上牧町のドン・キホーテは、決して利便性がよく、便利な地域ではないが、大きな駐車場を有して、大変多くの買物客が来ているように思われます。三郷町でたくさん駐車場を確保し、また、出店できる場所として、健民グラウンドはどうかと考えております。これは、いきなり私が提案することによって、住民の方も、何を南田、ばかなことを言っているんやと。私達の大切な憩いの場を潰すのか、そういった声もあるでしょう。また、健民グラウンドというような建物が商業地に転換できるのか、こういったような課題もあるかと思えます。しかし、今提案した二つ以外にでも、既存の考え方ではなく、住民の不便さに向き合って、どのように商業施設を誘致していくか、また、行政としてどのように町民の不便さに向き合っていくかが問われているかと思えます。

今、提案したことについて、すぐにやりますというような回答は大変難しいかと思えますが、今聞いた向き合い方、また、既存の考え方というような点で、再度答弁をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、南田議員の再質問にお答えさせていただきます。

さまざまな観点からいろいろな意見いただきました。その中で、一つ目のコストコの再販店ということで、行政のほう为主导で行ってはどうだと、無償で貸してやったらどうやというようなお話でした。議員おっしゃるように、行政で行うのは、すぐにここで回答することは難しいというのは、確かにそうです。そのよ

うな発想を今いただきまして、何らかのこういったことをきっかけにはしていきたいなと思います。そしてまた、固まった考えではなく、柔軟な考え方を持って、今後、これからも進めてまいりたいなど。

そして、二つ目お話しいただきました健民グラウンドの件でございます。健民グラウンドにつきましては、今おっしゃったように都市計画法上、都市公園、都市計画決定の網というのをかぶっております。そういった位置づけからも、かなりハードルは高いものになります。公園に位置づけられているものというのは、都市計画法上かなり厳しいものがありますので、厳しいところではあります。ただ、一つの考え方にとらわれるのではなく、これからも幅広い視点で、さまざまな方向から検討していきたいなと思います。

いずれにいたしましても、商業施設の問題は重要な課題であると捉えておりますので、これからもさまざまな角度から、そしてまた前向きに、そして積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再々質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 失礼します。やはり行政として、軽々しくやりますというようなことというのは、なかなか難しいであろうと私も認識しております。ただ、考え方として持っておいていただきたいのは、できるかできないかではなく、やるかやらないか、方向、やっていくというような方向を持っていただきたいと思えます。できるかできないかと言えば、できるものは誰だってできるんです。できるんだから。できないじゃなくて、やるんやと。これについて、そうしたら、何が課題で、どうすれば解決していくか、この方向で考えていっていただきたいです。4年間誘致をしているんです、見つからないんです。これは住民の立場からいうと、何もしてくれてない同意です。確かに努力されている。いろんなところに当たってくださっている。本当に努力してくださっているのは分かるんですが、それで結果が出ていないというこの4年間です。ぜひ前向きに、またいろんな考え方を募ってつくっていただきたいと思えます。今、最後のこの思いを伝えて、1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（辰己圭一） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。3番、南田善紀議員。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員。

3 番（南田善紀）（登壇） 2 問目の、町営浴場もみじ湯の高齢者利用料の減免について質問させていただきます。

団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、日本全体が超高齢化社会に突入すると言われる、いわゆる2025年問題が目前に迫っており、三郷町でも2020年に65歳以上の住民が全町民の32.5%となり、全国平均よりも高齢化率が高い町であります。少子高齢化は全国的な課題であり、子どもをどのように産んでもらい育てるかとともに、ご高齢の方に元気に暮らしていただくことも大切であると考えます。ご高齢の方々に元気に過ごしていただくためには、生きがいや楽しみは不可欠であり、昨年はいきいきふれあい交流会で、高齢者には「キョウイク」と「キョウヨウ」が大切であると池田副町長が話されていました。「キョウイク」とは、今日行くところがある、「キョウヨウ」とは、今日用事があるを略した表現で、行くところや用事があることで意欲的に行動し、生きがいにつながるのことでした。大変重要な考え方であり、「キョウイク」と「キョウヨウ」を全ての人が持てるよう、地域での生きがいづくりは健康長寿に必要不可欠と言えます。さらに、今日も行きたいところがあるや、今日も会いたい人がいるといった主体的な気持ちや行動は、心身ともによい効果が表れると考えております。

ここで、質問の本題となりますが、木谷町長が選挙戦の中で、町営浴場もみじ湯を訪れた際には、たくさんの住民の方々がもみじ湯の存続を訴えられておりました。たくさんの方々に愛され、特にご高齢の方々の憩いの場であり、まさに先ほど申しました、今日も行きたい場所と、今日も会いたい人が集まる場所となっております。もみじ湯は誰もが訪れやすい共同浴場として、大人220円と安価に設定されておりますが、物価高騰の昨今は住民の生活費の負担は大きく、特に年金で暮らされている高齢者にとっては、毎日のことになると出費が厳しいと思われる方も少なくありません。

そこで、町営浴場もみじ湯の入浴料をある一定の年齢から料金を引き下げ、負担が少なく、毎日もみじ湯に入浴できるようにしていただきたいです。例えば、75歳以上の方は子どもと同じ料金である80円に入れるなど、現状と照らした上で可能な措置を検討し、高齢者の健康維持に寄与するようご配慮ください。また、近隣町村の銭湯が数少なくなっている中、三郷町では長くもみじ湯を運営さ

れ、立野地域以外からだけでなく、町外からも入浴に来られております。これを機に、三郷町の高齢者施策の一環としてアピールすることができれば、ほかの町村にはできない施策の一つであるかと思えます。もみじ湯の高齢者の減免について、町の考えをお聞かせください。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） それでは、南田議員の2問目のご質問にお答えしていきます。

公衆浴場、いわゆる銭湯と呼ばれる一般公衆浴場の入浴料につきましては、知事が上限金額を指定することとされています。この上限金額につきましては令和元年10月に改正され、大人（12歳以上）で20円値上げされ440円、中人（6歳以上12歳未満）で10円値上げされ160円、小人（6歳未満）は据え置きで80円となっております。

一方、立野共同浴場の利用料につきましては、平成26年度に値上げをして以降、政策料金として大人（12歳以上）220円、子ども（12歳未満）80円と、他に比べて安価にご利用いただける金額となっております。また、三郷町立野共同浴場の設置に関する条例第4条に、「特別の理由があると認めるときは、入浴料金を減免することができる」との規定があり、同施行規則第5条では、「三郷町が主催する事業に使用するとき減免することができる」となっており、現在まで人権フェスタの実施に合わせて無料開放している以外は、減免は行っていません。

過去には収支状況の悪化から施設の閉鎖を検討する議論もございましたが、利用者アンケートでは、「高齢者の憩いの場となっているので継続してほしい」、「料金を上げて、営業時間を短縮してもいいので続けてほしい」といった声もあり、議員おっしゃるとおり、長きにわたり町民の方々に愛される施設であることを認識しているところでございます。

しかしながら、年々減少する利用者数と利用料収入に加え、施設の老朽化による修繕費の増加による影響で、収支状況は、令和3年度1,452万円の赤字、令和4年度1,282万円の赤字、令和5年度1,436万円の赤字となっており、大変厳しい状況であることも事実であります。

利用料の減免についてであります。施設利用者の年齢を全て把握しているわ

けではございませんが、高齢の方の利用が多い状況であるのは間違いなく、その中で一定年齢以上の利用者に対し一律減免を行うことは、より一層収入悪化を招くのではないかと憂慮しております。また、以前よりもみじ湯のご利用をいただく際は、入り口に設置する券売機で利用券を購入いただき、それを番台で確認し利用いただいております。もし年齢要件により減免を行うこととなれば、番台での証明書による年齢確認が必要になるなど、日々運営が複雑化することも課題となります。

このことから、利用料の減免を現時点では実施することは困難な状況にございますが、もみじ湯を必要としてくださる皆様に対し、利用していただきやすい施設の維持と効率的な運営に努めることにより、もみじ湯が町民の皆様に愛される憩いの場となればと考えておりますので、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 失礼します。1, 400万前後ぐらいの赤字がかかっているというようなことは、大変課題であるかなと思うんですが、今、一旦高齢者の健康促進について、赤字施設であるというようなことを比較にすると、これは比較対象とはならないように思うので、一旦この話というのはちょっと横に置いておきたいなと思っております。決して施設が赤字のまま置いておいていいというようなわけではなく、町が運営している全ての施設が黒字化しているかといえば、そういうものではなく、いろんな理由をもって施設というのは運営していると。その中で、もみじ湯というのは運営に対して今現在として厳しいところがあるのは理解しております。

また、もう1点、利用の年齢を一定化して、窓口で確認するとなると煩雑化すると、これも理解いたしました。また、利用していただく方には年齢を証明するようなものを毎回持っていったいただかなければならなくなるというようなことも難しいかと思えます。その上で、今回、減免に関しては実質的なノーの回答というのは、非常に残念だなと思っております。以前も一般質問について、目的と手法というようなお話をしました。今回の目的は、決してもみじ湯の利用料を安くするということが目的ではなく、高齢者の生きがいや長寿につながる、健康長

寿を深めるというようなことが目的であります。その手法として、今愛されている、まさに答弁にありましたように、高齢者が主体的に歩いて、シルバーカーを押しながら毎日出かける、そういったところを使いやすくしてくださいというような趣旨であります。

偶然、私、再質問、手ぶらで多くのことが多いんですが、先日広報に、健康三郷21計画というようなのが入っておりまして、概要版、拝見させていただきました。4ページのところに実現目標、この計画の基本的な考え方の実現目標に、健康寿命の延伸と健康というふうにあります。また、目指す姿、健康寿命の延伸の方向性に、個人の行動と健康状態の改善というふうにあります。町として、健康寿命を延ばすこと、また、それは個人の行動からくることやというふうには、このように示して提示していただいています。まさに私は、健康寿命を延ばすために自主的な行動をする一助になればどうかというふうには提案しております。

今お伝えしたことというのは、部署としては、もみじ湯を管轄する環境整備の部署の回答ではないかもしれませんが、今私が伝えたことを踏まえて、いま一度、この減免についてどのように考えていくか、どのような方向を持っていけるかというような回答をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。今、南田議員よりお話しありました、もみじ湯自体が高齢者の憩いの場というところと、あと、やっぱり高齢者の健康というところで、自ら行動して健康を維持するというところ、よく理解いたします。その一つとしてもみじ湯があるということで、そこを使いやすくというところでのご提案というところで、質問いただいたかというふうに思います。

今、最初に回答させていただいたように、現実、やっぱり厳しい状況もある中、一律で減免というところがなかなか難しいというのは一つございます。ただ、近隣の市町村だけじゃなくて、全国的に公衆浴場というところで運営されているところもあるようにも思いますし、ほか、どういうところがというところが今、私のほうで即答できるところではないんですけども、憩いの場として使っていたくというところは、少しでもやっぱり利用いただきやすい方向というのは何かというところ、即答はなかなか今、できないんですけども、我々施設側として何かできないかというところは、今後も検討課題として、これは考えていきたいなど

いうふうに思っております。当然、維持するための、先ほども繰り返しになりますけれども、施設の維持と効率的な運営というところが土台にあると思いますので、そういったところを中心に、どういったご利用いただきやすい方法があるかというのを今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

3 番（南田善紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南田議員、再々質問を許します。

3 番（南田善紀）（登壇） 今ご答弁いただいたとおり、一つの部署で考えていって成り立つようなものではないかと思います。立野地域だけではなく、いろんな地域から来てくださって、これが生きがいになっていると、もう憩いの場となっておくことは重々承知していただいているようなので、ぜひ町で検討していただいて、これに対する回答を早期にさせていただき、また、ぜひとも回答だけではなく、使いやすい状況というのを検討していただきたいと思います。この最後の思いを伝えて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（辰己圭一） 答弁はよろしいですか。

2 問目の質問は終了しました。

3 番、南田善紀議員の質問は以上をもって終結します。

続いて、6 番、南真紀議員。

6 番（南 真紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員。

6 番（南 真紀）（登壇） 6 番、南真紀です。議長のお許しをいただきまして、誰もが住宅を確保しやすい町へということで一般質問させていただきます。

現在、日本は高齢者の単身世帯が増えています。今後も増え続けることが見込まれています。今、こういった独り暮らしの高齢者の方々が住宅を確保できないという問題が増えてきています。昨年の報道で、独り暮らしの高齢者が余儀ない移住事情で賃貸住宅を探しても、不動産屋さんやオーナーさんに断られるといった事例がたくさんあったそうです。例えば、ある自営業独り暮らし 69 歳の女性の場合、長年住んでいた賃貸住宅の老朽化で半年後に退去を求められ、家探しが始まったそうです。職場近くの物件を希望していました。不動産会社を数件訪れましたが、店舗に入ると年齢を聞かれ、希望条件も聞かれないまま断られ続けたそうです。半年間仕事をしながら探し続け、退去予定日ぎりぎりにようやく入居

先が決まったそうです。

ほかにも、ある70代の男性の場合、持ち家に住んでいましたが、お医者さんをされている息子さんが、近くに住んでほしいとのことで、心ある親切な不動産屋さんが、希望する地域の賃貸物件へ、週に50件ほど電話してくれたそうです。しかし、断られ続けて、3か月後ようやく見つかったそうです。

不動産屋さんや物件のオーナーさんが高齢者の入居を断ってしまう理由の第1位は、孤独死により事故物件化するというイメージ、第2位は、家賃を滞納するというイメージ、第3位は、死後の残置物処理のイメージだそうです。しかし、2019年の日本少額短期保険協会の調査では、65歳以上の賃貸物件の孤独死の割合は49%で、65歳以下の若い人のほうが多いとの報告がありました。なので、高齢者イコール孤独死というのはあくまでもイメージで、貸す側のリスクは年齢ではほぼ変わらず、むしろ若い方のほうが若干リスクが高いようです。

国土交通省のガイドラインでは、原則、孤独死を含む自然死や不慮の死などの場合は、借主に告知不要であると公表されています。そして、身寄りのない单身の方がその物件でお亡くなりになった場合の死後の残置物の処理についても、事前の死後事務委任契約などでおおむね解決できるそうです。こういったトラブル解決策が不動産屋さんやオーナーさんなどに浸透していないことが、問題解決に至らない原因だそうです。

そのため、厚生労働省の調査では、日本のホームレスの方々の平均年齢は、まず2003年では55.9歳で、そのうちの65歳以上は15.1%でした。それが、2021年には平均年齢が63.6歳になり、そのうちの65歳以上は54.4%へと、この18年間の間に、高齢者のホームレスの割合は15%から54%へと増加いたしました。住む家を探すことを諦めてしまう方が増えていっているようです。

2017年10月に住宅セーフティネット法が施行されており、以前、高田議員も一般質問されておりました。現在、この制度を導入している自治体は全国の市区町村では48自治体だそうです。もちろん、三郷町のような町も含まれています。この法律は、住宅確保要配慮者、高齢者、低所得者、障がい者、子育て世帯、災害から逃れて来られた被災者などの方々が、賃貸住宅への円滑な入居に至れるよう施行されました。そして、本年3月には住宅確保要配慮者の対象を広げるなどのさらなる強化をされ、改正されました。この制度は、導入した市区町村

の自治体の空き家や、空いているマンションやアパートやハイツなどのオーナーさんが登録された物件に、必要な改修費や家賃の2分の1の補助が、国から出ます。三郷町も導入していいかがでしょうか。国が2分の1の補助なので、三郷町も名のり出てくれるオーナーさんが見つければ、あと半分の2分の1の補助を出せるように、要綱をつくり進めていいかがでしょうか。

それから、オーナーさんの登録のご協力が必要なので、オーナーさんや不動産屋さんへの募集の広報などもしてみる気はございませんでしょうか。三郷町内でも三郷町外でも、高齢女性や、間もなく高齢者になる単身女性の方々から、すいません、これ男性からちょっと聞いてないので、まずは女性の方々から、シェアハウスを求める声も聞かれます。例えば空き家を改修し、住宅確保要配慮者の方々数世帯が暮らせるシェアハウスができれば、孤独死は減り、空き家のオーナーさんにとっても家賃は入り、喜ばれると思います。いいかがでしょうか。

環境整備部長（安井規雄） 議長。

議長（辰己圭一） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。南議員のご質問にお答えしてまいります。

高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みではありますが、住宅セーフティネットの根幹であります公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある一方で、民間の空き家、空き室は増加していることから、それらを活用するため、平成29年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、同年10月より住宅セーフティネット制度が施行されました。この制度では、賃貸人が都道府県、政令市、中核市に「要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅」を登録し、都道府県等が登録された住宅情報を要配慮者に対し提供するもので、奈良県では県と奈良市が登録窓口となっており、三郷町にある賃貸住宅につきましては、奈良県に登録することとなります。

また、本制度には登録住宅の改修にかかる費用に対して補助を行う制度であるほか、入居者への経済支援として、家賃と家賃債務保証料等の低廉化及び登録住宅への住み替え補助等の制度もあります。また、この法律は令和6年3月に一部改正され、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備や、入居中の方へのサポートを行う賃貸住宅の供給促進のほか、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居

住支援体制の強化が盛り込まれたところであります。

なお、本制度に基づく奈良県内における登録住宅は74戸あり、そのうち本町内の住宅は1戸、近隣では斑鳩町が2戸、王寺町、上牧町、河合町で各1戸となっております。

議員ご質問の、賃貸住宅のオーナーや不動産会社への周知につきましては、登録窓口であります奈良県ではホームページへの掲載を行っており、今後、不動産会社等への周知についても検討していく予定であるとのことですが、登録件数がまだまだ少ないことから、本町といたしましても県の動向を注視しながら、効果的な広報を検討してまいりたいと考えております。

次に、家賃等補助に関する要綱の作成についてであります。賃貸人が住宅登録することへの最も大きな不安要素は、単身高齢者の居室内での死亡事故等に対する不安や、死亡時の残存家財処理であるとの調査結果がございます。また、単身高齢者は、孤独死は事故物件化につながるとの誤った認識を持つ賃貸人の方も多数おられるようで、このような誤った認識による登録への不安を払拭することが最優先であると考えております。

なお、家賃滞納への不安につきましては、低所得者の方へは、生活保護を受給することで家賃が保障されるなど、他の福祉施策での対応も可能であることから、現時点では家賃等への補助制度の新設は考えておりません。しかしながら、住宅確保要配慮者に対する総合的で地域に密着した情報提供・相談体制の構築・充実に向けた検討は進める必要があることから、本町の重層的支援体制において、住宅部局や福祉部局等の連携した総合的・包括的な相談体制の構築を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（南 真紀） 議長。

議長（辰己圭一） 南議員、再質問を許します。

6番（南 真紀）（登壇） 今、ご答弁いただきました。三郷町では登録住宅は1戸とのことで、ぜひ、今ご答弁くださいました効果的な広報、ご検討して下さるということですので、ぜひよろしく願いいたします。

ここで、ちょっと住宅セーフティネット法を活用している豊島区のケースを、ちょっとお話しさせてください。

空き家を住宅要配慮者向けシェアハウスに改修し、豊島区と国が改修費と家賃

の補助を行っています。移住支援法人というところが大家さんと10年間の定期借家契約を結んで、家賃を一括で、この法人が大家さんに10年分支払ってしまっています。なので、家賃に関するリスクは、大家さんにはありません。支援法人がそれぞれの住人から家賃を受け取って、さらに住人の安否を見守るという取り組みが行われています。シェアハウスというのがどんな家かというと、例えば池袋にある共生ハウス西池袋と名づけられた家なんですけれども、普通の民家です。家賃は3万8,000円から3万9,000円で、現在、80歳代の女性2名と50歳代の女性1名、それから、60歳代の女性1名、合計4人、4世帯が暮らしています。ここに住む80代の女性、片っぼの1人の方は、以前、この家に住む前、以前の家に住んでいたときに、コロナがはやったということで、この80歳の女性、働いてたんですね。働いていたんですけども、そのコロナの影響で職を失ってしまって、家賃を2か月滞納したというところで、退去命令が出たそうなんです。そこで豊島区に相談したところ、このシェアハウスを紹介され、ホームレスにならずに済んだとのことなんです。こういった空き家の活用のシェアハウスは多世帯で暮らせるので、自分達も見守りになります。今後の三郷町の検討課題としてお考えください。

そして、先ほどの答弁で、家賃滞納の不安は、低所得者だったら生活保護を受給するということが家賃が保証されるということでしたが、このセーフティネット法のこの制度での住宅確保要配慮者の対象者としては、生活保護受給者は対象外となってしまいます。あくまで家賃の価格を国と自治体とで下げて、先ほどの3万8,000円から9,000円、このシェアハウスの値段も、もともとは8万円ほどの家賃の半分ずつを国と豊島区が払っているんですね。なので、本人達は3万8,000円から3万9,000円で収まっているということなんです。こうやって価格を下げて、確実に支払ってくださる方が対象となっております。なので、家賃などの補助は考えていないというご答弁でしたけれども、これも今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

今回の質問は、高齢者の話、高齢者の方々の話を中心にさせていただきましたが、昨年この報道で、若い人にも、日本でどういう制度が一番欲しいですかというアンケートに、住宅政策との回答が多かったそうです。日本では、住宅は自助で、自分で何とかしなければなりません。日本は公営住宅そのものが少ないので、日本の住宅施策の貧困さが住宅弱者を生んでしまっています。高齢者だけで

なく、若い世代で、収入が少なくて奨学金を返している方々とか、1人で子育てしている方々や障がいをお持ちの方々も、住宅を探すのが難しい状態です。

ヨーロッパなどでは、一度民間になった住宅が再公営化されるなどの動きもあり、住宅をどうやって政策的に守っていくのか、生活の基盤としてとても大事で、少子化対策にもなってまいります。世界的に見ても、プライベート空間をしっかり確保するのがスタンダードなので、住宅施策をやり切ることが三郷町を、そして日本をよくしていくことにつながっていきます。なので、本来、強い国づくりのために国家が住宅を漏れなく国民に提供できなければならないと思います。なかなかそうはなっていないので、まずは三郷町で住宅部局と、また福祉部局と一緒にあって、そしてまた県も一緒に、誰もが住宅を確保しやすい三郷町へと、これからさらなる検討をよろしくお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（辰己圭一） 6番、南真紀議員の質問は以上をもって終結します。

続きまして、4番、先山哲子議員、一問一答方式で行います。

4番（先山哲子） 議長。

議長（辰己圭一） 先山議員。

4番（先山哲子）（登壇） 皆さんお疲れのところと思いますが、ちゃっちゃと質問いたしますので、しばらくお付き合いよろしくお願いいたします。落語みたいですけど。議席番号4番、先山哲子でございます。議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただきます。

まず1問目、帯状疱疹、いわゆるヘルペスですね、そのワクチンの助成をということで質問させていただきます。ご存知のように、テレビのスポットで最近、50歳過ぎたら帯状疱疹ワクチンの接種をしましょうと流れております。ほとんどの子ども達は、10歳までに水痘、いわゆる水ぼうそうですね、に感染し、免疫ができることになっております。治ってもこのウイルスは体内に潜み、何かの折、例えばストレスとか免疫低下などのときに、また発症します。50歳から80歳の3人に1人は発症すると言われ、近年は20代から40代の若い世代にも多くなっております。普通は2ないし4週間で完治、治癒いたしますが、普通、帯状疱疹はウイルスが真皮につきますので、ご存知のように、右片一方か、左片一方か、どちらかに帯状に出ますので、帯状疱疹というわけですね。大体、表に

出ると、体の、おなかとか胸の辺りに出ますから、すぐ分かります。早ければ早いほど、治療すれば重症化しませんし、早く治るわけです。

しかし、例えば耳の中、体の中、目の奥、顔の中に、まれにできることもあります。そうすると、気がつくのが遅くなって重症化し、私の周り、三郷町の周りの人の中にも、結局は後遺症が残って耳が聞こえにくい、よだれが出る、目もまばたきできない、涙が出る、そういった後遺症の方が結構おられます。高齢者になるほど重症化するようでございます。何年も痛みが残ったり、視力の低下、中にはまれに失明される方もおられますし、目まいとか難聴、顔面麻痺、味覚障がいなど、いろいろな後遺症に苦しむ方もたくさんおられます。私の中にも結構おられます。中には、髄膜炎とか脳炎など重症化する方もおられますし、特に高齢者は重症化しやすく、死亡率は何と20%と言われております。たくさんの、皆さんの既往症とか持病も持っておられますよね、高齢者になると。やっぱりそれだけ体力も落ちていきますし、免疫力も落ちているということで、特に高齢者がかかると重症化する、もしくは亡くなる方も多いということになります。

また私、今までに議員になって2度、このワクチンの助成をしてほしいと質問しましたが、却下されました。最近では、日本全国あちこちの自治体でもこのワクチンの助成を行っております。奈良市も、皆さん報道、新聞で見られた方もいらっしゃるかと思いますが、せんだって奈良市も、奈良県の中では奈良市がトップを切っておりますね。令和6年、今年はこの7月から、50歳以上の方に一部助成をすることに決定いたしております。あと、東京とか兵庫県も助成を前から行っております。大阪府はやっておりません。この助成をする、ただ一生に一度しか助成してくれないんですけれども、やっぱり助成するというので、予防接種に行きやすい。結構なお値段がしますので、高齢者の方は年金暮らしの方も多いわけですので、やっぱり助成して、やっぱり促進する。一度打つと、またされると思います。自分の命、体を守るために。そういうきっかけにもなると思います。ぼちぼち全国的にもこの帯状疱疹の、ヘルペスのワクチンの助成があちこちでもするようになっております。

ということで、私2回も今までしたのですけれども、却下されました。よそがやれば、また腰を上げるというような回答だったと思います。ぜひ三郷町でも助成できないかということで、結局は、助成することで、このワクチンを打てば重症化しにくい、かかりにくい、そういったことで、本人も大変ですし、中には亡く

なる方もいらっしゃるわけです。後遺症も残る方もたくさんおられます。この助成することで、結局は医療費の節減にもつながる、住民にも喜ばれるということでございます。ぜひ、私、3度目の正直になるように狙っているんですけども、今回、3度目の質問をさせていただきます。町の見解をお聞かせください。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の1問目のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、帯状疱疹は子どもの頃に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で発症し、治癒後もウイルスは長期間体内に潜伏し続け、過労やストレス、加齢などにより免疫力が低下するとウイルスが活性化し、再び帯状疱疹が発症すると言われております。また、帯状疱疹は80歳までに約3人に1人が罹患し、近年、若い世代にも広がりつつあります。このようなことから、現在、予防接種・ワクチン分科会では、帯状疱疹ワクチンに関する有効性・安全性等についての議論がなされ、定期接種化も含め検討されているところであります。

さて、議員ご質問の「接種費用の助成」についてでございますが、帯状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づき「定期接種」ではなく、あくまで「任意接種」と位置づけられていることから、個人の判断により接種され、自己負担となっているのが現状であります。本町では、以前より先山議員、高田議員から帯状疱疹ワクチン費用の助成に関する同様のご質問をいただいてまいりました。本町といたしましては、多くのワクチン接種がある中、どのワクチン接種に対し助成をするのかを判断する際、まずは、予防接種法に基づき「定期接種」であるということをも最優先に捉え、国の動向をはじめ、流行性・安全性などを勘案し、検討していかなければならないと考えています。

このようなことから、本町における帯状疱疹ワクチンの接種費用につきましては、引き続き国の動向に注意しつつ、近隣町の状況を見極めながら、助成について検討してまいります。

以上でございます。

4番（先山哲子） 議長。

議長（辰己圭一） 先山議員、再質問を許します。

4番（先山哲子）（登壇） 後ろ向きなご答弁ありがとうございます。今まで質問した

ときの答弁と、ほぼほぼ同じようなお答えだったと思いますが、よそがしている周りの動向を見て腰を上げるということが、一般的な行政の答えなんですけれども、先ほど言いましたように、全国的にもぼちぼち実施されております。また、奈良県の中では先ほど言いましたように、奈良市が腰を上げました。結局は医療費の軽減、保険制度の圧迫軽減にもつながるわけですね。健康な住民が多くなる、住民にも喜ばれるということにつながっておりますので、しかも、ただ1度だけの助成です、どちらも。あとは個人負担でやってくださいということですね。

このワクチンは2種類ございます。一つはビケン、ビゲン違いますよ、ビゲンは毛染めですけど。ビケン、これは生ワクです。大体、1回すれば5年間、大体免疫ついております。1本が7、8、000円ですかね。どこの自治体も、助成は3、000円ぐらい助成しております。もう1種類はシングリックス、これは不活化ワクチンで、これは9年以上効果があります。もう1回するとしなくていいです。ただし、これは2本します。1回目接種したあとに、2回目は半年後にします。半年よりも、1年、2年とか忘れててすると、これはまた効果が落ちますので、必ず1回接種すると、2回目は半年後に2本目を打ちます。これで大体、2万2、000円、2回ですから、大体4万4、000円ぐらいかかるそうです。だから、この助成は大体1万円ぐらいしているところが多かったです。2本打ちますね。ただし、免疫期間が長い。奈良市のほうも、どちらも助成してくれるはずですよ。どちらも、どこの自治体も助成しているところは、ビケンとシングリックス、どちらも助成をしているようです。

このワクチンを接種することで、罹患しにくく、先ほど言いましたね。発症しても重症化しにくい。また、命に関わるわけでございます。私は今まで2度も質問、先ほど言いましたから、今度は3度目の正直かなと思いましたがけれど、やっぱり答弁はあまり変わらない、同じような答弁でございました。今日質問した件に関しては、前向きの答弁なのか、いやいや、今まで私に答弁していただいたと同じような、よそがやったら重い腰を上げるという意味合いなのか、いやいや、動向を見て、この1、2年のうちには積極的に、よそは関係なく、とにかく奈良市もやっているわけですから、これからはまた奈良県下でもあちこちの自治体でも、ぼちぼち実施されるかもしれませんが、とにかくよそはよそ、三郷町は住民の、特に高齢者の命を守るということで、住みやすいまちづくりにも一貫しているわけでございますので、前向きに考えているのか、いやいや、私が今まで2回

質問したと同じような答弁なのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。これ以上質問しませんので、答弁よろしくお願いいたします。

こども未来創造部長（坂田達也） 議長。

議長（辰己圭一） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の再質問についてお答えをいたします。

議員がおっしゃいますよう、県内では山添村のほか、奈良市が本年7月より、50歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施すると聞いております。このことを受けまして、生駒郡内、まず3町の状況を確認させていただきました。生駒郡3町については、現在、本町と同じで検討中であるというような回答をいただいております。こういった現状を踏まえまして、現段階における本町での最優先課題は新型コロナウイルスワクチン接種費用の一部助成であると判断をさせていただき、この6月定例会では、コロナワクチン接種費用の一部助成に関する補正予算を上程させていただいております。今回、带状疱疹ワクチン接種費用の助成については、今後の検討課題とさせていただいたところでございます。

また、本町では現在、带状疱疹ワクチン接種費用の助成は行っておりませんが、議員がおっしゃいますよう、治療が遅れますと後遺症として神経痛が残るなど、重症化のリスクも高まることから、早期発見、早期治療を行うことが非常に重要となります。

このようなことから、本町ではホームページにおきまして、带状疱疹の原因、症状、治療、予防方法などについて分かりやすく掲載をし、住民の皆様に対し注意喚起を行い、情報発信に努めているところであります。

最後に、本町といたしましては、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について、繰り返しになりますが、まずは国の動向に注意しつつ、引き続きやや前向きに助成について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（辰己圭一） 先山議員、再々質問を許します。

4番（先山哲子） これはこれで終わります。

議長（辰己圭一） もういいんですか。分かりました。

1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。4番、先山哲子議員。

4番（先山哲子） 議長。

議長（辰己圭一） 先山議員。

4番（先山哲子）（登壇） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。介護老人保健施設ものみの郷についてでございます。

ご存知のように、信貴山の中腹のところに「介護老人保健施設ものみの郷」が建っております。以前は、ここはご存知のように国民宿舎がございました。これは、国民宿舎というのは1956年に、昭和31年、日本国民が安く宿泊できる、また、保養施設との国の施策で厚生年金保険、また国民年金の積立金を地方公共団体に還元融資し、建設と経営を町の公共団体に委ねていたわけです。2019年現在、令和元年現在で全国に79か所ございます。当町三郷町では、その経営はどうだったのか知りませんが、私もあそこは、昔、利用された方はご存知と思いますが、せいろ蒸しが名物で有名だったんですね。結構安価で、私達グループ、しょっちゅう宴会で使わせていただきました。おいしくて安くて人気があったわけです。

しかし、改装費用も結構な値段で改装しまして、すぐ、間もなく、どういった理由か分かりませんが、お金つき込んで、もう1年ちょっとたつたないかぐらいに介護施設になったわけです。そのときに、私がまだ議員新人の頃だったんですけれど、あっと思ひまして、費用をかけて時間も間もないのに、この建物を解体し、介護施設ができるということで、その頃は、今、ご存知のように高齢者もだんだん多くなっておりまして、こういった介護施設はあっちこっち、全国あちこちでたくさんできました。また、必要な施設でございますので、もう引く手あまた。ただし、どういった理由かは知りませんが、現在建っております施設は、入居者が100名、デイサービス、デイが40名で、2004年、平成16年に開設しております。現在に至っております。

私が言いました、解体したときは、国民宿舎を、そのときは高齢化時代で、この事業は引く手あまたで、入札制度をかければ、結構な条件でたくさんの業者が入ってきたと思うんですけれども、私がそのときあらっと思って、質問を議会でした。その答弁は、もう業者が決まって、1者に。入札なしで。もうそこに指名しておったわけなんですね。それで、何でやという質問もしたんですけれど、解体費用は先方持ちで、その分、また賃借料も数年間は無償ということをお聞きま

して、そのときに、あらっと思ひまして、今、そういったたくさん必要な、全国であちこち建設されている施設なのに、えっと、いろいろなことを私、新人でしたけど、あっと不審に思ったことを覚えております。100%、町の答弁は得心しておりませんでした。その頃、私もおとなしいので、黙って聞いておひまして、また今度、それから、今現在に至っておりますね。

そのことについて改めてお聞きしたいんですけれども、無償期間はいつまでだったんでしょうか。いつで終了したんでしょうか。また、無償がもし終わってれば、そのあとの条件、どのようになつておりますか。その詳細を聞かせていただきたいと思ひます。もし分かれば、その建設された平成16年、2004年度の、どうして国民宿舎に費用を投入して、改装してすぐまた解体、その辺のいきさつとか、もし言ひにくければ結構でございますけれども、聞かせていただける範囲で、理由とか、もしそのもろもろのことを聞かせていただいたらありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

信貴山東地区にあります「介護老人保健施設ものみの郷」につきましては、家庭での介護が必要なときに利用する病院と家庭の中間的な施設として、医療法人紀川会が、平成13年に閉鎖いたしました町営施設であった「国民者宿舎信貴山荘」を解体撤去し、その跡地に新たに建設された施設であります。開設は平成16年11月で、現在も運営されております。

これまでの経緯でございますが、医療法人紀川会とは平成15年7月1日に、その国民宿舎の用地を対象に土地賃貸借契約を締結しております。契約の内容といたしましては、旧国民宿舎の建築物等は賃借人である医療法人紀川会により取り壊すこと、また、賃貸借の期間は平成15年7月1日から平成45年（令和15年）6月30日までの30年間とすること、そして、その貸付料につきましては、平成30年3月31日までの14年と9か月の間は旧国民宿舎取り壊し費用相当分として無償とし、平成30年4月1日以降は、平成30年1月1日を基準日とした不動産鑑定価格により決定した貸付料、年額184万7,000円を納付いただいております。そして、契約期間満了後には、建設された建築物等を除

却し、更地にした上で町に当該土地を返還することを条件としております。ただし、相手方から使用継続の申請があれば、継続土地賃貸借契約を締結することができるようになっております。

なお、9年後の契約期間満了時の対応につきましては、まだ紀川会とは協議しておらず、どのように考えておられるかは、町としては把握しておりません。

以上が「介護保険施設もののみの郷」の当初から現在までの経緯でございます。そして、今ご質問ありました、改装時に即、また取り壊したというようなことについての経緯につきましては、現在ちょっと持ち合わせておりませんので、失礼いたします。

4番（先山哲子） 議長。

議長（辰己圭一） 先山議員、再質問を許します。

4番（先山哲子）（登壇） 平成30年より年間184万7,000円ですか、賃借料を頂いているということで、これは当然のことながら安心いたしました。しかし、この数字が、この金額が妥当なのかどうかは一応、先ほど部長のほうは一応、いろんな調べて鑑定した結果の数字やおっしゃいましたけれど、あれだけの広い敷地です、事業も多分、賃借料も滞りなく入っていると思います。結構利用者が多いし、人気もある施設でございますので、この辺もちゃんと滞りなくきちっと入金されておるのか、支払っているのかどうかもお聞かせいただきたいということと、この金額が、果たしてあんな大きな施設です、敷地も広いのに、妥当なのかどうか。これ、年間たった184万ちょいですわ。その辺のことがちょっと、解せない部分が私にはあります。

それと、とにかく無償の期間が過ぎて、きちっと払っていつていることに関しては、安心はいたしました。それで、今も質問いたしましたこの金額、数字的なものがどうなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、滞りなく賃借料についてはお支払いいただいております。そしてまた、鑑定価格ということになっておりますので、それが妥当かということになりますと、妥当であるというふうに認識しているところでございます。

4 番（先山哲子） 議長。

議長（辰己圭一） 先山議員、再々質問を許します。

4 番（先山哲子）（登壇） 鑑定額が妥当かどうかというのは、その鑑定した組織にもよりますよね、その団体によって。例えばですよ、向こうサイドの、ちょっとそういった関係者なのか、本当に公のきちんとした公正なところなのかでも変わってくると思いますので、そやから、私はその辺、この金額、この数字を見ただけで、えっとは思ったんですね。妥当であればそれでいいんですけれども、私らもそういった不動産鑑定が素人でございますので。そやから、ああいった、ただ素人なりに考えて、あれだけ広い施設であんなんで。それと、ちなみに、その解体料の料金、大体分かっているんですけど、教えてください。

議長（辰己圭一） 少しお待ちください。休憩入れましょうか。

副町長（池田朝博） 議長。

議長（辰己圭一） 池田副町長。

副町長（池田朝博）（登壇） 失礼します。

ちょっと今、総務部長がいろいろと計算をしてくれているようですが、私の知り得る範囲で、今までの質問に対してご答弁させていただければというふうに思いますが、当時、国民宿舎で運営していたときなんですけども、ご利用が多かったとか、先山議員もご利用いただいてたとかということで、結構繁盛していたように見受けられたかもしれませんが、いかんせん、私が知っているのは、もうずっと赤字が継続して累積しておったというようなことで、当時の町長が、このままであればもうどうにもならんということに加えて、旧の国民宿舎の旧本体の裏側なんですけど、その裏側の上に公園があるんです。公園と国民宿舎の間が、えらい高低差があって、どういうんですか、すごいことになっていたんです。その中で、どうもこのまま放置しておくとおそれというのがあったので、その改良も必要になってきたというようなことも相まって、このままではちょっともうどうにもいかんということ、当時、それを改修するというような手だてというのはなかなかなかったものですから、赤字も続いている国民宿舎であるし、なおかつそこに新たなものを建てようとした場合に、当然その擁壁もやり直さないかんであろう、その金額たるや相当な金額になるので、どうしようかというようなことから、医療法人と話をし、あそこに老人福祉施設を建設するということでの賃貸借契約になったというふうに、私は記憶をしています。ただ、

詳しい内容というのは、その当時、そういう部署におりませんでしたので、漏れ伝わってくる内容というのがそのように聞いておりました関係上、今、記憶の中での回答ということを見せていただいています。

それから、鑑定価格に関しましては、その当時、私そこに担当していたわけやないですけども、貸主である三郷町が不動産鑑定を依頼するということになってこようかと思いますので、当然三郷町が依頼した不動産鑑定士による鑑定価格だったというふうに理解をするわけですけども、その価格が妥当かどうかというふうになってきますと、例えば三郷町が普通財産で所有しております土地等を売却する場合、これは全て不動産鑑定士によります鑑定価格をもって売却価格とさせていただきます。その関係上、当時のことは詳しくは分かりませんが、鑑定価格に疑義はなかったのではないのかなというふうに考えているところでございます。

何か分かった。

副町長（池田朝博） ちょっと替わります。

総務部長（加地義之） 議長。

議長（辰己圭一） 加地部長。

総務部長（加地義之）（登壇） すいません、替わります。

今の184万7,000円から算出しますと、2,724万3,000円です。

ただ、その当時の鑑定額は幾らなのかというところの部分ではないですけども、ほぼ、そう大きく変わるものではないと思われまますので、それぐらいが取り壊し費用であるということで、15年間無償にしたものと。

4番（先山哲子） そうやって聞いてます。大体、積算の金額。

総務部長（加地義之） その辺の記録が、実際のところ調べたら残っていないので、相当分やということしか残っていませんので、そういった形での計算かなというふうには思っております。

4番（先山哲子） そしたら、 何でしたっけ、さっき
言われてた。

総務部長（加地義之） その辺りも、ちょっと記録に残っていませんので、申し訳ございません。その当時、私も全然違うところにおったので、なかなかその当時の細かいお話は分かってないんですけども、今残っている書類というのは、単純に契約をするといった形の部分は残っていますけども、そういった細かい経緯の部

分がちょっと残ってないのが現状でございます。

議長（辰己圭一） 2問目の質問は終了しました。

4番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開を4時25分でお願いたします。

休 憩 午後 4時06分

再 開 午後 4時25分

議長（辰己圭一） 休憩を解き、再開します。

続きまして、通告順9番、私、辰己圭一の質問ですので、副議長と議長の職務を交代します。

（辰己議長降壇）

議会事務局長（ウェゼル雅子） それでは、副議長、議長席にお着きください。

（澤 副議長登壇着席）

副議長（澤 美穂） それでは、これより議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、12番、辰己圭一議員、一問一答方式で行います。

12番（辰己圭一） 議長。

副議長（澤 美穂） 辰己議員。

12番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。議席番号12番、辰己圭一でございます。

それでは、職務を代行していただきました副議長のお許しをいただきまして、この時間は一議員として、通告書に基づきまして2問質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんよろしくお願いたします。

まず1問目ですが、「三郷町ウォーターパーク屋外プールの夏場以外の有効活用について」お尋ねをいたします。約5年前の3月議会で、オフシーズンの屋外プールを釣堀として有効活用できないかということで質問をさせていただきました。そのときの答弁では、屋外プールに来場された方の声や、ウォーターパークのホームページ等などでニーズ調査を行って検討していくということでした。今回は、世代を問わず町民の新たな居場所づくりと、釣りにおける子どもの知育と食育の観点から質問をさせていただきます。

夏場以外の屋外プールは、9月中頃から6月頃までの約9か月間は全く利用されることなく、プールの水が藻で緑色になり、ボウフラなどのすみかになっているのが現状です。プールの壁面などの劣化を紫外線や雨風から守るためには、ど

うしても水をためておく必要があります。この水がたまっている状態の利用度が一番大きいのが、プール釣堀だと考えます。

大阪や京都では既に運営をされている自治体がありますが、この近場でいいますと、大阪八尾市の久宝寺緑地で釣堀を運営されており、釣りをするのに遠くまで行かないといけないし、釣りの道具をそろえるのも大変、そんな思いをしないで、家族、友人みんなで釣りを楽しめる場所を提供したい。そんな思いで、「フィッシングランド久宝寺緑地」をつくられました。ここは今年で2年目だそうですが、これからも継続されるということです。このプール釣堀はどういったものかと、簡単に説明しますと、ニジマスやイワナ、アマゴなど、あくまでも食べられる養殖の魚を放流して、それをルアーや餌で釣り上げるというものです。皆さん、食べれるニジマスと言われてもあまりぴんとこないと思いますけども、ニジマスを海で大きく育てたものをサーモントラウトと言います。このサーモントラウト、スーパーで刺身や切り身で売っているので、よく見かけるとは思います。イワナやアマゴも、同じくサケ科と思ってもらって結構かと思えます。

ただ単に釣りを楽しむのではなく、高齢者の方々から、お父さん、お母さん、子どもまで、世代を問わず交流の場ができます。例えば、釣れた、釣れてない、釣り方のアドバイスをもらったりと、共通の話題で仲よくなれたりもします。また、子ども達にとっては、生きた魚を釣り上げておいしく頂くことはもちろんでございしますが、この経験によってさまざまな気づきが生まれます。例えば、生きている魚を調理して食べることによって、自分達がいろいろな命の恵みに支えられて生きていることが分かり、命の貴さについて身をもって学習することができます。これは、学校ではなかなか学ぶことが難しいので、貴重な学習機会と言えると思います。

また、環境面においては、このプラスチックごみ、今言われておりますマイクロプラスチック、こういったごみも含めて、川や海を汚すと、それを魚が食べて、いずれ自分に返ってくるなど、自然に対する理解が深まるとは思います。それに加えて、釣りは楽しいものですが、言うまでもなく危険も多く存在します。例えば、よそ見をしていて落水するおそれがあったり、釣針が自分や周りの人に刺さってしまう危険性があるなど、具体的なこういった危険性について、子どもによく念押しをしておくこと、結果として釣りにおける危険性に敏感になり、危険察知能力が自然と身についていき、釣りを通して鍛えた危険察知能力は、将来の日

常のあらゆるシーンで応用ができるようになります。

また、釣った魚を子ども食堂におすそ分けをする取り組みが今、全国各地で取り組まれております。二つ紹介をいたしますと、一つは主に埼玉県でスタートして活動されているようですが、この方は行政書士の方です。約4年前から管理釣り場で釣った養殖のニジマス、下処理をして子ども食堂に寄附をする「トライアングルレインボー」という団体を立ち上げ、今、全国に向けて活動を広げているとされております。また、兵庫県尼崎市の海を拠点に、訪れる釣り人の協力を得ながら、釣った魚を子ども食堂におすそ分けをする「フィッシュシェアリング」の取り組みを行っておられます。ほかにもこういった取り組みをされている団体がたくさんありますが、この三郷町でもプール釣堀があれば、子ども食堂に釣った魚を提供することが可能となります。ついでに言いますと、子ども食堂に冷凍庫があれば、釣った魚を下処理をして真空パックで冷凍保存すれば、半年以上の保存が可能となり、使いたいときに出して使うことが可能となります。

町民にとっては、こういったメリットがたくさんある中、三郷町のさらなる魅力発信も含めて、ぜひ検討していただけたらと考えます。今、こんなときだからこそ、この三郷町、少しでも明るい話題を発信できたらなと思っておりますが、最初からウォーターパークの屋外プール全体を釣堀にするのではなくて、まずは小規模で、お試し釣堀を実施されてはどうでしょうか。町の考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 副議長。

副議長（澤 美穂） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、辰己議員の1問目の質問にお答えさせていただきます。

議員ご質問の「屋外プール釣堀」、いわゆるプールフィッシングは屋外プールの冬季期間を利用したニジマスなどの釣り場の一形態でございます。始まりは東京に近い埼玉県南部を中心に行われていましたが、平成22年頃より大阪周辺や名古屋周辺でも運営されるようになりました。プールフィッシングは都市近郊に多く、公共交通機関のアクセスもよいのが特徴であり、加えて釣具用品等のレンタル品もそろっていることで、旅先でも楽しむことができます。また、プール釣堀の魅力として、釣りをするのに遠くまで行かないといけない、釣り道具をそろえるだけでも大変といったことを気にせず、家族や友人で釣りを楽しめることがで

きます。

これらの現状を踏まえ、冬季期間にプール釣堀として活用を行った自治体について聞き取りを行いました。その結果、奈良県下におきましては事例はなく、大阪府下5施設につきましては、各自治体より指定管理者制度により、委託運営業者が自主事業として運営されているとのことでございます。

また、聞き取りの中でも、だんだんと水質が悪くなり、魚の死骸が増え、持ち帰る魚が臭い、釣堀で客同士のトラブルが絶えない、釣堀として使用していた施設をプールとして使用するのは不衛生、近隣住民より魚臭いといった苦情も多いという声も聞いております。本町ではしばらくの間、三郷小学校の水泳の事業は老朽化が激しい学校プールを使用せず、ウォーターパーク屋外プールを使用することから、保護者によっては釣針の回収漏れによる事故への不安を感じたり、冬季に釣堀であったプールで子どもを泳がせることに衛生面で抵抗があることも考えられます。

さらに、近年のコスト高、気候条件の著しい悪化により、持続的な運営の継続は困難であると判断し事業を終了している事例があり、委託運営業者の中には、利益が上がらず事業を継続できないとの回答もあり、撤退する委託業者が増えているのが現状でございます。

また、プール面の塗装劣化を防ぐ目的からも、シーズンオフにつきましては水をためており、プールで使用する水につきましては、消防法により指定されている消防水利であり、火災時の消火用として利用されることはもちろんのこと、災害時においては生活用水として利用いたします。そういったことから、魚を放流すると支障をきたすこととなります。

以上のことから、議員おっしゃる高齢者の方から子どもまで、世代を問わず交流の場ができ、環境や命の大切さなどの学習の場につきましては、釣堀に特化するのではなく、令和5年度から運営しておりますF S S 3 5スポーツパークできざまなスポーツを通じて、また今年度にF S S 3 5キャンパス内に完成する「奈良おもちゃ美術館」にて、世代を問わず新たな居場所づくりとして利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

12番（辰己圭一） 議長。

副議長（澤 美穂） 再質問を許します。

12番(辰己圭一)(登壇) 失礼します。ただいま部長から、あまり前向きではない答弁をいただきましたが、確かに今、答弁の中でスポーツパーク、そして木のおもちゃ美術館ももうすぐできるということで、それはそれで私も楽しみにしております。今、プール釣堀に対して不安要素と言いましょいか、答弁の中で、できない理由に対して、こちらもちよつと答えながら、再質問をさせていただきます。

まず、運営されている業者の方に聞き取りを行っていただいたということで、お手をかけて本当に申し訳ありませんが、水質が悪くなり、魚の死骸もあり、持ち帰る魚が臭い、不衛生、こういったことなどが挙げられておりました。確かに、プール全体を釣堀にして、オープン中ずっと、オフシーズンですね。シーズン中ずっと魚を入れておくとなると、これ、普通で考えても、結構管理も大変ですし、当然水質も悪くなってくるかもわかりません。ただ、私の通告書を見ていただきたいのですが、少し、ちよつと言葉足らずで伝わっていなかったのかもわかりませんが、ウォーターパークの屋外プール全体を釣堀にするのではなくて、例えばですけども、流れるプールは少し、ちよつと広いのであれかもわからないですけども、一番南側にあります25メートルプール、こういったところで、小規模でという意味なんですけども、そして、なおかつお試しでというのは、毎日ではなくて、イベント的に行ってはどうかという意味でお聞きをさせていただきました。

また、釣針の回収漏れによる事故などの不安や衛生面の問題等があるということですけども、これ私、以前も釣堀を運営されているところにも聞きましたし、ついこの間もちよつと聞かせてもらったんですけども、その問題の釣針は、マグネット付きの道具で徹底的に回収をされているようで、そして、魚臭いということで、これもいつも以上に徹底して清掃をされているようです。実際、それでプール釣堀を運営されているところが、現にあります。

ここで一つお聞きをさせていただきますけども、学校も含めて、プールシーズン中に来場される方々に、釣堀をするか、しないか、こういったアンケートを取っていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。実は、令和元年の8月1日から20日までを対象に、シーズンオフの釣堀に関するアンケート調査を実施していただきました。これは議会とか表には上がっておらなかったと思うんですけども、ちよつとこのアンケートの内容を紹介させていただきますと、答えていただいた方は、町内、町外、そして県外合わせて279人が対象となりました

けども、例えば、「シーズンオフ中に釣堀を考えていますが、来たいと思いますか」、こういったこの問いに対して、「来場する」が96人、「来場しない」が67人で、このうちの来場しないの理由が、「自分は釣りをしない」「遠い」だそうです。そして、一番多かったのは、「分からない」が115件でした。これは恐らく、釣堀の具体的な詳細がこのアンケートに書かれていなかったのか、恐らく答えていただいた方は、イメージも多分できなかつたと思うんですけども、そういう方が一番多かったようです。

次に、「シーズンオフに釣堀をしているプールで、夏場泳ぎたいと思いますか」の問いに対して、「泳ぐ」が102人、「泳ぎたくない」が54人。この「泳ぎたくない」の理由が、「イメージ的に汚い」「気持ち悪い」「釣針等心配」という回答でした。そして、これも一番多かったのは、「どちらでもない」が121件でした。これも魚の種類や清掃方法を具体的にこのアンケートに書いていけば、イメージできたのかと思いますけども、これらのことを踏まえて、再度アンケートを取っていただけたらと思いますけども、いかがでしょうか。できない理由を考えるのではなくて、できる方法を考えていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育部長（渡瀬充規） 副議長。

副議長（澤 美穂） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） それでは、辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、長期的な営業ではなくて、イベント的な、25メートルプールを使って小規模的な釣堀の実施はどうかということですが、本町といたしましては、現在プールとして営業している場所を、一時的とはいえども、釣堀として営業することにつきましては、先ほどお答えさせていただいた理由によって考えておりません。また、議員が5年前と同様に要望されております利用者のニーズを聞き取るためのアンケート調査につきましても、その結果によって町の方針を変えるものではないために、誠に、本当に申し訳ないんですけども、アンケート調査を実施することは考えておりません。議員からはフィッシングシェアリングなど、さまざまなアイデアとかご提案をいただきまして、ありがたくは思いますけれども、本件につきましては、誠に申し訳ございませんけれども、ご期待に沿えないこと、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

12番（辰己圭一） 議長。

副議長（澤 美穂） 再々質問を許します。

12番（辰己圭一）（登壇） ただいま部長から答弁をいただきましたが、約5年前にこの質問をさせてもらって、そのときは検討するというので、今はっきり、もうプールではないということをおっしゃっていただいたので、ある意味ちょっとすっきりはしています。ただ、ただ、どうしても諦め切れないので、プールではなくて、今後、三郷町にはもう山から流れている川が数か所あるので、そっちにまた変えて、また、機会があれば、管理釣り場としてまた提案させていただこうと思っていますので、そのときはどうぞよろしく願いいたします。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

副議長（澤 美穂） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。12番、辰己圭一議員。

12番（辰己圭一） 議長。

副議長（澤 美穂） 辰己議員。

12番（辰己圭一）（登壇） それでは、2問目の質問をさせていただきます。もう時間も、ちょっと5時迫ってきましたので、手短に一般質問をさせていただきます。

この2問目の質問も、実は令和元年12月議会で質問させていただきましたが、一つはブラックバス等の釣りの解禁、二つは手こぎボート、また、ペダルボート、レンタルボートの導入、三つ目は安全面を重視した栈橋の設置、この三つを提案させていただきました。当時、担当の部長の答弁では、とっくり湖の土地や施設の所有権を確認して、管理権限に基づいた施設維持、管理責任の整理を行うため、三郷町とダムの設置者の奈良県との協議を続けており、この時点では合意に至っていないということでした。また、とっくり湖を今後どういう位置づけをしていくのか、釣りを含めての活用を検討していきますとのことでした。あれから数年たちましたので、「とっくり湖を新たな観光資源として」、改めてお伺いをさせていただきます。

とっくり湖は昭和48年に完成し、つり橋があって、水辺の散策を楽しめる観光スポットとして知られております。また、治水砂防給水多目的ダムとして三郷町民の飲料水の供給源として使われてきましたが、2019年4月から三郷町は県水100%となり、とっくり湖は飲料水としての必要がなくなりまして、今までとは違った視点で捉え、新たな観光資源にできればと以前から考えておりました。

た。とっくり湖に生息する魚のうち、今、大半を占めるのは、繁殖力の強い外来種のブラックバスがたくさんおり、これを目当てに釣り人は、釣り禁止区域にもかかわらず、勝手に釣りをしに来られ、おまけにごみを捨てて帰る人もおり、近隣の住民の方も本当に困っておられます。このまま放置するのは、やはり問題だと思います。

そこで、この問題を逆手にとって提案をさせていただきます。とっくり湖を新たな観光資源として、遊漁料を徴収して管理釣り場の運用、また、レンタルボートの導入など、町内外を問わず全国から訪れていただく取り組みをと考えますけれども、いかがでしょうか。本来であれば、今いる外来種のブラックバスを駆除して、ワカサギ釣りなどをしたほうがいいのかもわかりませんが、ブラックバスを完全に駆除するという事は、恐らく不可能に近いことだと思います。逆に、ブラックバス釣りを歓迎している自治体が全国各地にあります。例に挙げますと、河口湖や山中湖、野尻湖などでは、自治体もしくは経済利用する方が協力して、ブラックバスを観光資源として効率よく利益を上げておられます。また、釣り人は現地で食事を買って、車を駐車し、レンタルボートを借りて、遊漁料がかかる場所では遊漁料を支払って、多くのお金を落とします。この経済的利益は、小さな市町村にとっては本当に絶大なものになると思います。

奈良県内のダムを例に挙げますと、県水の水源ともなっております津風呂湖、大滝・大迫・室生ダムがあります。とっくり湖同様に、治水目的も兼ねておられます。これらはどれもブラックバス釣りも含めての釣りを許可しておりますし、ボートも浮かべて、年間を通してたくさんの方が訪れておられます。以前も言いましたが、とっくり湖を今の現状のままにして、何もお金を生まない状態と、新しい観光資源として活用する、どちらが三郷町にとってメリットがあるか考えていただけたらと思います。ぜひ実現に向けてご検討いただき、三郷町の新たな魅力を打ち出してはいかがでしょうか。

環境整備部長（安井規雄） 副議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議長の2問目のご質問にお答えいたします。

ご質問いただきましたとっくり湖は昭和47年3月15日付で、砂防管理者及び道路管理者である奈良県知事と水道事業管理者である三郷町長が覚書を締結し、

整備されたものでございます。とっくり湖は町営水道の取水施設として、水道課で管理を行ってまいりましたが、平成31年3月31日をもって、本町の水道が100%県営水道に移行したことから、現在は水道施設としての機能はなくなっております。

このことから、今後の維持管理について改めて奈良県と協議を行い、令和2年3月27日付で確認書を交わしたところであり、管理区分について、「とっくりつり橋より上流」を三郷町、「とっくりつり橋より下流」を奈良県が維持管理することで合意したところでございます。

令和元年12月議会におきまして、辰己議長より、今回同様のご質問をいただいたところであり、本町といたしましても、継続して検討を行ってまいりました。

そのような中、令和2年7月に地元自治会から、釣り人によるごみの投棄や釣った魚の放置、排せつ行為、路上駐車、夜釣り等の迷惑行為に苦慮しており、釣り行為の禁止を徹底するよう要望がありました。本町では地元要望に応え、令和2年12月に釣り行為禁止看板を増設し、西和警察署とも連携の上巡回等を行い、釣り人を発見した場合は、敷地内に立ち入らないよう指導を行ってまいりました。

本町といたしましても、信貴山地区の観光を一層盛り立てていかなければならないという思いは、議員と同じであります。しかしながら、管理者を配置した有料の釣り場であったとしても、とっくり湖が閑静な住宅地に近接しており、釣り人と近隣住民との間でトラブルが発生することが懸念されることから、なかなか地元の理解が得られにくいのではないかと憂慮しております。

また、ブラックバスは、平成17年に施行されました「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称外来生物法）」において、特定外来生物として指定されており、生態系に及ぼす影響などから、放流や飼育等は禁止されています。

また、釣り人による外来魚のキャッチアンドリリースにつきましても、漁業法の規定に基づき、各都道府県に設置されている内水面漁業管理委員会では、既に全国の3分の1の都道府県で禁止されており、奈良県内水面漁業管理委員会は、現段階では禁止していないものの、令和4年6月に実施されました当委員会において、禁止条例の制定を含め検討されているところでございます。

以上のことから、大変申し訳ございませんが、本町といたしまして、現時点で議員よりご提案いただいております内容での観光振興策の実現は非常に難しいと

考えております。信貴山地区はとっくり湖を含め、信貴山朝護孫子寺、開運橋、大門ダム、農業公園信貴山のどか村など、県内屈指の観光資源を有しております。本町では、これらの観光資源を最大限生かせるよう、宿泊・飲食施設との連携や特産品の開発・販売といったさまざまな取り組みを充実させ、より一層観光振興に力を入れてまいりますので、何とぞご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（澤 美穂） お諮りします。本日の会議時間は、三郷町議会会議規則第9条により午後5時までと規定されておりますが、辰己議員の一般質問の時間は17時25分までとなりますので、本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（澤 美穂） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

それでは、引き続き、辰己議員の一般質問を行います。

12番（辰己圭一） 議長。

副議長（澤 美穂） 再質問を許します。

12番（辰己圭一）（登壇） 失礼いたします。皆さん、すいません。私のせいで、5時少し回ってしまうかもわかりませんが、もう少しお付き合いのほど、よろしく申し上げます。

ただいま部長から答弁をいただきましたが、とっくり湖の管理は、つり橋を境に上流が三郷町で、下流が奈良県が管理するということが決まったということで、明確にできてよかったと思います。これについて、私は最近まで知りませんでした。これと同じ年に釣り禁止の看板を、近隣の方が困っておられるということで増設したということですが、これ、つけてからどうでしょうか。釣りをされる方は減りましたでしょうか。確かに、私も何回か注意はしたことあるんですけども、注意をしたときは、そのときはいなくなられますけども、いつの間にかまた戻ってきて釣りをされる人も、これ、実際におられます。要は、ブラックバスがいなくなれば釣り人は来なくなると思いますけども、駆除も難しいので、釣り人が来る状態です。今、公に管理釣り場をしている自治体というのが、全国的に見ると何か所もあるんですけども、こういったところも、なぜブラックバスを

釣っていいよと公に許されているところというのは、もうこれ、既に気づいているんです。駆除には莫大な費用がかかる。釣り禁止区域にはマナーの悪い人しか来ない。これが実情でございます。

あと、前後しますけども、外来種のキャッチアンドリリース、このキャッチアンドリリースってどういう意味かというのと、釣り上げるキャッチ、その場で放す、これがリリース。合わせてキャッチアンドリリースというんですけども、このキャッチアンドリリースについてですが、一応これ、参考のためにお伝えさせていただきますと、基本的に釣った特定外来種をその場で放す、キャッチアンドリリースは、今のところというか、これ、基本的に問題はございません。釣った魚をほかの場所へ持ち運んだり、違う池にリリースをする、そういったことはしてはいけないという意味です。ただし、漁業組合が禁止している地域とか、琵琶湖などはちょっとこれ特別で、琵琶湖は、レジャーで釣った魚はリリースをしては駄目。しかし、釣りのプロの方とか学生さんが魚の研究で釣った、そういう目的で釣った魚は、リリースはオーケーとされています。その代わり、琵琶湖って皆さん行ったことあるかどうか、見たことあるかどうか分からないですけども、例えばブルーギル釣ったりとかブラックバス釣ったら、当然リリースしたら駄目なので、琵琶湖周辺には必ず、そういう外来種のごみ箱があります。そこに皆、ほかしてくださいということで、そういう設備がされております。ですので、とっくり湖でキャッチアンドリリースが禁止になるということは、この先見ても、ちょっと考えにくいのかなと思います。

最後ですけども、これ実は、とっくり湖、周辺の方々も含めて、来月の7月の初めに、とっくり湖を管理釣り場にするということを、ちょっと僕、事前に周辺の方に相談をしております、ちょっと日にちは、この場ではちょっと控えさせてもらいますけども、来月の7月に、南畑とかその辺の、信貴山の周辺の自治会の方の皆様に集まっていただいて、これについて話し合いをすることが決まっております。それだけ近隣の方は、やっぱりマナーの悪い釣り人に困られているということですけども、もし今の現状を変えて、なおかつ地域の活性化につながるということを、信貴山周辺、とっくり湖周辺の方も含めまして、こういった方々がこういう判断をされた場合はどうでしょうか。町として検討される余地はあるのでしょうか。最後に答弁をお聞きをして、私の質問を終えたいと思いますので、よろしく願いいたします。5時を回ってしまいましたけど、どうぞよろしくお

願います。

環境整備部長（安井規雄） 副議長。

副議長（澤 美穂） 安井環境整備部長。

環境整備部長（安井規雄）（登壇） それでは、辰己議長の再質問にお答えさせていただきます。

今、お話ありました、7月上旬にとっくり湖の釣り場というところで、地元自治会とお話し合いをされるということでお聞きしました。ぜひ、どういう話合いの結果になったかというのは、ちょっとまた教えていただけたらなというふうに思います。仮定の話で、なかなか具体的な話というのはなかなかできないんですけども、先ほども回答でいろいろお話しさせていただいたんですけども、当然町管理区域、県管理区域があります。あと、砂防指定にも指定されておりますので、そういったところであったりとか、あとは、駐車場の問題とか、あと、仮に開設されたときに、開いている時間外の管理をどうするかとか、いろんな問題が多分あるかと思っておりますので、すぐにどうというところの結論は、出るのは難しい問題であるかと思うんですけども、まず、そういう話をされた場合の地元のご意見というのを、また一度聞かせていただけたらなというふうに思います。

以上でございます。

副議長（澤 美穂） 2問目の質問は終了しました。

12番辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

辰己議長の一般質問が終結しましたので、私は降壇させていただきます。

（澤 副議長降壇）

議会事務局長（ウェゼル雅子） それでは辰己議長、議長席にお着きください。

（辰己議長登壇着席）

議長（辰己圭一） 副議長、ありがとうございました。

これをもって一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。明日から各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん、遅くまでご苦労さんでございました。

散 会

午後 5時04分